



7人委給第416号
令和7年9月19日

福岡県議会議長 藏 内 勇 夫 殿

福岡県知事 服 部 誠 太 郎 殿

福岡県人事委員会委員長 馬 場 貞 仁

福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について

福岡県人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、人事管理について別紙第1のとおり報告するとともに、一般職の職員の給与について別紙第2のとおり報告し、別紙第3のとおり勧告します。

なお、同法に規定するこの制度の趣旨に鑑み、この勧告の完全な実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

別紙第 1

人事管理に関する報告

県職員は、県民の安全・安心な暮らしを守り、県の発展を牽引するとともに、次世代への責任を担う極めて重大な使命を負っている。この使命は、単なる職務の域を超え、職員に大きなやりがいと格別の達成感をもたらすとともに、とりもなおさず県民福祉の向上に直結するものである。

しかし、近年、採用試験の受験者数の減少、若年層職員の離職や長期病気休暇者の増加など、人材確保に苦慮している状況にある。県では、これまでも採用試験の見直し、長時間労働の是正、柔軟で多様な働き方の推進、給与等の処遇改善などの取組を継続的に講じてきたものの十分な成果が出ておらず、この状況を放置すれば、県行政の根幹を支える県庁の執行体制の維持が危機的状況に陥りかねない。

この危機を打開し、将来にわたり質の高い行政サービスを提供し続けるためには、これまでの取組を継続してだけでなく、「将来を見据えた人事管理」への転換が不可欠である。

官民を問わず、現代の若年層は、一つの組織で定年まで働くことを当然と考えておらず、自身の市場価値を高めるべく、早い段階から業務を通じて成長できる環境があることを重視する傾向が強い。

そのため民間企業では、既に個人の成長を支援し、彼らが自身の業務に意義を見出し、未来のキャリアを主体的に描けるような取組を始めており、これまでの終身雇用や組織主導の人員配置・能力開発を前提とした人事制度は、転換期に差し掛かっている。

本県においても、時代の潮流を捉え、職員が高い使命感とやりがいを持って働くことができ、かつ、自分らしいキャリアを形成し、業務を通じて成長を実感できる

環境をスピード感を持って構築することが必要である。そのことが、県庁が「魅力的で選ばれる組織」へと変革していくことにつながる。

また、生産年齢人口の減少に対し、限られた人的資源で最大のパフォーマンスを発揮できるよう、生成ＡＩの活用を始めとするＤＸの推進等により、職員がより創造的で戦略的な業務に集中できる「持続可能な執行体制」を構築すべきである。

本県の未来は、「将来を見据えた人事管理」への転換に向けた揺るぎない覚悟と、それを具現化する実践にかかっている。

1 魅力的で選ばれる組織の実現

(1) 高い使命感とやりがいを持って職務に取り組める職場

ア 県行政を支える有為な人材の確保

社会経済情勢の変化に伴い県民の行政ニーズが複雑化・多様化・高度化している。こうした状況下で、質の高い行政サービスを継続的に提供していくためには、多様な受験者層から高い志と使命感を持った有為な人材を確保していかなければならない。

本県において、令和６年度の職員採用試験の受験者数は、10年前と比較して６割程度の水準まで減少しており、特に、技術系職種においては、将来的に必要とされる人員を確保できない事態に陥る懸念がある。このように人材の確保が極めて厳しい状況にある中、新たな受験者層を開拓すべく、令和７年度から採用試験を大幅に見直したところである。

具体的には、民間企業の採用スケジュールを考慮し創設した大学卒業程度（Ⅰ類）春季試験では、選考時期の早期化や、民間企業での利用実績が高い基礎能力試験による選考を導入した。また、獣医師選考試験では、選考時期の前倒しに加え、専門試験の廃止や受験地（札幌市）の追加を実施し、新たな受験者層の掘り起こしにつながった。

さらに、様々な分野で民間企業等の知見や幅広い社会経験を積極的に公務に取り入れ、活用するため、土木、建築、農業等の技術系９職種で新たに職務経験者を対象とした試験を導入した。これは、受験者が全国どこからでも

受験しやすいテストセンター方式で実施することで、多様な背景を持つ受験者の獲得に寄与した。

こうした採用試験の見直しと併せて、受験者層に「福岡県庁」を進路の選択肢として認識してもらうため、試験情報を試験実施前年度（1月）に前倒して公表した。加えて、多様な職種ごとの勤務環境や業務内容、人材育成、キャリアパスなどを掲載したリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、説明会で配布するなど、採用試験情報の早期発信と職務内容の理解促進に努めたところである。

今後、人材の流動化がますます進む中で、必要な人材を確保するためには、転職、結婚、育児、介護などを理由に本県を退職した者を対象とした採用選考や、即戦力としての活躍が期待される公務員経験を有する者を対象とした選考試験など、新たな試験の検討も必要と考える。

引き続き、採用試験見直しの効果を検証し、諸情勢を踏まえつつ、時機を捉えた柔軟な選考方法の見直しに向け、任命権者と連携して検討を進めるとともに、県職員として働く魅力や試験情報など、受験者が必要とする情報を積極的に発信し、有為な人材の確保に努めていく。

イ 経験者試験採用職員の適応支援・育成と経験・能力の発揮

令和6年度における民間企業等職務経験者試験の採用者数は、44名となり10年前と比較して約4倍に増加し、この傾向は今後とも続くと言われる。

経験者試験採用職員が、民間企業等において、社会人として培った経験や知識を県の施策に活かしていくことは、組織の活性化を促し、他の職員にも好影響をもたらすものである。

一方、経験者試験採用職員にとって、新たな環境に適応する必要があるという点では、新卒者と本質的な違いはない。むしろ、民間企業での職務経験者が、公務独特の価値観、組織文化、あるいは仕事の進め方などに違和感をおぼえることも少なくない指摘されている。加えて、これまでに培った知識、スキル、価値観などを意識的に見直す、いわゆるアンラーニングが求められる側面も考慮すると、新卒者同様に配慮が必要な面があるとも言える。

こうした背景から、経験者試験採用職員の強みを最大限に引き出しつつ、県組織への円滑な適応を支援するためには、多角的なアプローチが不可欠である。その第一歩としてまず、経験者試験採用職員であっても、適切なサポートを提供して初めて、早期に期待される能力を発揮できるとの認識を、組織内で共有しなければならない。その上で、具体的には、予算編成、公文書管理、議会对応といった行政特有の業務に関する研修の実施や、同じ経験者試験採用職員と交流し、悩みを共有できる場の提供などが有効な取組として挙げられる。

また、県組織以外での職務経験の強みを活かし、その能力を最大限に発揮させるための支援として、具体的な政策立案から実行につながるよう、施策の実行に必要な知識や実務について、適切な指導・助言を行いながら伴走できる体制整備と併せて思考力、分析力、企画力などを養う研修への積極的な参加奨励が必要である。

加えて、経験者試験採用職員の前職での職務内容、取得スキル、資格・免許、専門分野などをデータベース化し、組織内で活用できる体制を整備することが求められる。これらを用いて、これまで育んできた能力・経験などが直接活かせる事業やプロジェクトを優先的に担当させることで、その専門性や能力を最大限に引き出すことが可能になると考える。

知事部局においては、令和7年度から経験者試験採用者向けの研修が新設され、県組織への円滑な適応を支援しているところであるが、各任命権者においては、経験者試験採用職員がそのポテンシャルを最大限に発揮できるような環境を整備していくことが強く求められている。

ウ 職務・職責をより重視した適切な給与等処遇の改善

生産年齢人口の減少により、労働市場では人手不足が深刻化しており、民間企業においては、優秀な人材を確保し、業績や生産性を向上させる目的で、初任給を含む給与の大幅な引上げが行われている。

国においては、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責をより重視するとともに、人材獲得上の競合関係

にある企業規模を意識したものとするため、官民給与の比較方法を見直し、比較対象とする企業規模を、これまでの「50人以上」から「100人以上」とすることを決定した。

本県においても、県行政を支える優秀な人材を確保するためには、職務・職責をより重視した給与等の処遇面での取組が必要であり、その実現のためには、職員の給与水準が人材獲得で競合する民間企業と比較して競争力のあるものとなっているかという視点が欠かせないことから、国に準じて公民給与の比較方法を改善する必要がある。具体的には、公民給与の比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に見直すこととする。

また人事院は、次年度以降、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討することとしている。本県においても、今後の国における検討状況を注視していく必要がある。

エ 公務員倫理の徹底

県の発展を担う職員には、使命感と規範意識に満ち、諸課題に敢然と立ち向かう精神が求められる。

そのため、任命権者において綱紀の保持・粛正を目的とした周知・指導を繰り返し行ってきたが、依然として、性的非行や飲酒運転などの不祥事が後を絶たないことは、極めて遺憾である。

改めて、職員一人ひとりが、県民全体の奉仕者であること、自らの行動が県職員全体の信用に大きな影響を与えることをしっかりと自覚し、公務内外を問わず自らの行動を厳しく律しなければならない。

任命権者においては、これまで以上に職員の綱紀の保持、服務規律の確保について徹底を図ること、管理監督者においては、職員の勤務態度や生活の異変を察知できるよう、日頃から職場内におけるコミュニケーションの活性化に努めるなど、風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。

また、職員の不祥事が公になることで、県及び県職員全体のイメージに深刻な影響を与え、受験者数の減少にもつながりかねず、新たに県政を担うべき有為な人材の確保が困難となる。

任命権者は、これらのことを強く自覚し、公務員倫理の徹底により一層取り組み込むことが必要である。

(2) 一人ひとりが成長を実感できる職場

ア キャリア形成の支援

人事院が公務員の人事管理の在り方について議論するために開催した人事行政諮問会議の提言に引用された調査結果によると、若手ほど「キャリア形成」や「成長実感」を意識する傾向が浮き彫りになった。

若年層におけるキャリア意識の変化は顕著であり、兼業や副業への意欲の高まり、定年まで一つの会社で勤労することへの意識の低下、さらにはワーク・ライフ・バランスを重視する傾向が見られる。「人生100年時代」が叫ばれる現状において、長期にわたり安定的な収入を得るスキルの獲得が重視されるようになったことと無関係ではないと考えられる。

時代の要請や県民の期待に応える質の高い行政を実現するためには、職員一人ひとりの資質・能力を高めていく必要があり、県は従来から、階層別研修などを通じ職務遂行能力の向上に取り組んできたところである。しかしながら、現状、キャリアに特化した研修は、限定的な実施に留まっている。

先にも述べた通り、若年層職員を中心に自らのキャリア形成への関心が高まっていることから、職員が自身のキャリアについて考える機会を提供し、組織としてその成長を支援することが求められている。

一方、国は、自己実現に対するニーズの高まりなど社会情勢の変化を背景に、兼業・副業を公務に支障のない範囲で認め、自発的な公務外での経験を後押ししている。自治体においても、兼業・副業は、複雑化・高度化する行政課題に対応するため、担当業務に留まらない広い視野や専門的知見を獲得することで、職員個人の自己実現や、スキルアップに資するものとしており、本県においても効果的な運用が大いに期待される。

任命権者には、職員のモチベーションを高め、組織全体のパフォーマンスの向上を図るため、新たなチャレンジや職員の意欲に応じたキャリア形成に積極的に取り組める職場環境の整備に努めるよう求める。

併せて、管理職員に対しては、若年層職員のキャリアに対する意識の変化について理解を深めさせ、各職場で職員の自律的なキャリア形成に対する適切な支援が行われるよう、必要な指導・啓発を徹底することが肝要である。

イ 人事評価を通じた人材育成の推進

人事評価においては、職員一人ひとりの意欲的な業務への挑戦と、さらなる成長を促すことで、ひいては組織活力の向上につなげていくことが肝要である。

評価の過程で行われる面談は、職員が自身の成長を実感する重要な機会であり、人事評価制度の根本を成すものである。従って、上司と部下が日頃から双方向のコミュニケーションを図り、適切なフィードバックを通じて、部下の成長に資する機会となるよう面談の質を充実させることが不可欠である。特に、部下の具体的な行動に対する指導・助言を行うことは、職員の成長を加速させる要素となりうる。

また、新たに評価者となる者をはじめ、全ての評価者に対して、人事評価に関する研修を繰り返し実施することで、評価能力の均一化を図ることも重要である。

任命権者においては、評価者である管理職員の評価スキル向上に向けた研修の徹底、人事評価システムの利便性向上などに努め、職員の理解と納得感を高めながら、より効果的な人材育成を目指し、今後も人事評価制度に適切に取り組むことで、組織全体の持続的な発展に貢献することが求められる。

ウ 女性活躍推進

任命権者においては、女性職員一人ひとりが能力を最大限に発揮することによって、組織の活力向上と政策方針決定過程への参画拡大を図るため、特定事業主行動計画に基づき女性職員の登用を推進しており、一定の成果をあげているところではあるが、依然として女性職員登用の重要性は高い。

令和7年7月に改定された特定事業主行動計画（知事部局）では、本庁課長相当職以上に占める女性職員の割合を令和11年度までに40%以上とする目

標が掲げられており、引き続き、同計画に基づく積極的な登用を進める必要がある。

職員が昇任を前向きにとらえるためには、女性職員を対象としたキャリアに関する不安を払拭するための研修を実施し、管理監督職員として働くことの魅力を伝えるとともに、誰もが仕事と家庭を両立しながら自らのキャリアを描いていけるよう働き方の見直しを含む環境を整備することが重要である。

特に、令和6年10月に知事部局で実施した特定事業主行動計画改定に伴う職員アンケートによると、女性登用の障壁となっていると考えるものについて、「家庭責任（家事・育児・介護）を女性が担っており、時間外勤務等の対応が制限される」と回答した者が、回答者4,180人中59.9%を占めている。また、昇進したくない理由について、「仕事と家庭の両立が難しそうだから」が回答者1,109人中49.4%に上るという結果が示された。

任命権者には、管理監督職員がこの結果を真摯に受け止め、計画に基づき、時間外勤務の縮減をはじめ、全ての職員が働きやすい職場づくりや仕事と子育ての両立が出来る職場環境づくりに積極的に取り組むよう、普段から周知、指導を図っていくことを求める。

また、人材育成に当たっては、若いうちから幅広い職務経験や多様な部門への配置を通じて、行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できる人づくりに取り組む必要があるが、現在も特定のポストや業務について、性別の偏りが見られる。このことから、性別や家庭の事情などによる無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の意識改革を促し、職員に多様な職務機会を提供し、キャリア形成を支援することで、両性の視点を広く県の施策に反映させていくことが肝要である。

任命権者においては、今後も引き続き、計画に基づいた積極的な採用や登用、仕事と家庭を両立できる環境の整備、管理監督者としての職責を担うことのやりがいや魅力の発信、多様な職務機会の提供等に着実に取り組み、職員の活躍をより一層推進していく必要がある。

(3) 誰もが働きやすい職場

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持、公務能率の向上、ワーク・ライフ・バランスの推進のみならず、「選ばれる組織」としての魅力向上にも資する、最も優先すべき課題の一つであり、組織を挙げて強い姿勢で取り組む必要がある。

こうした中、令和6年度において、時間外勤務の限度時間である月100時間以上の時間外勤務を命じられた職員は、前年度から減少しているものの、本来、限度時間を超えて時間外勤務を命じてはならない業務への対応によるものも多く見受けられ、憂慮すべき状況である。

任命権者においては、時間外勤務の縮減に向け、出退勤登録システムの活用、決算業務マニュアルの策定や議会对応の見直しなど各種取組を行っているところであるが、定例的な業務により恒常的に長時間労働となっている場合と、災害対応等のように突発的に長時間の時間外勤務を命ぜざるを得ない場合とを区別した上で、引き続き、その要因の整理・分析や職員の負担軽減につながる取組を一層進めていく必要がある。

また、取組を進めるに当たっては、これまで実施した内容の効果を検証することで明らかになった課題を整理した上で、迅速かつ柔軟な職員の配置や人員の確保、事務事業の見直し、デジタル技術の活用促進等、より実効性のある取組を推進することが重要である。

さらに、管理監督者は、長時間労働は職員の健康の保持及び業務効率の向上を阻害することを深く認識し、時間外勤務の縮減が自らの重要な責務であることを強く自覚した上で、特定の職員に過度に負担がかからないよう業務の平準化に努めるとともに、部下職員の勤務間インターバルの確保を一層進める必要がある。

加えて、全ての職員が業務改善の意識を持ち、計画的で効率的な事務処理に努めるなど、全体で時間外勤務の縮減に努めていくことが重要である。

やむを得ず長時間労働に従事した職員の心身の健康の確保のためには、健康不調の早期発見、早期解消が重要である。そのため、管理監督者においては、医師の面接指導の対象となった職員が面接指導を確実に受けることがで

きるようにするとともに、面接指導後は、医師からの意見を勘案し、当該職員の実情に応じた措置を速やかに講じる必要がある。

長時間労働は、限度時間を超えて時間外勤務を命じられる職員やその職員の属する職場だけの問題ではない。そのような職員がいない職場であっても、職員の健康保持や公務能率の向上などの観点から時間外勤務の縮減を目指すべきであるし、その上で、所属間の業務量の平準化や、各所属の業務量に見合う人員配置がされるべきであることから、長時間労働の是正は県庁全体で取り組まなければならない課題なのである。そのため、全庁的な業務の見直し・効率化の推進により、時間外勤務縮減に努めていくことが重要である。

イ 教職員の働き方改革

教職員は、学校において、通常の授業に加え、学校行事の準備・運営、部活動、生徒指導、保護者対応や地域活動への関わりなど、多岐にわたる業務を担っており、多忙を極めている。また、全国的に教職員の長時間勤務や教員不足が課題となっている。

しかし、本来、教育の質を維持し、更に向上させていくためには、教職員が児童・生徒と十分に向き合う時間の確保・充実が必要不可欠である。

その実現のためには、個々の教職員が業務の見直しや効率化に努めるだけでなく、校長等の管理職員をはじめとした教職員が一丸となって働き方改革に取り組むことが重要であり、さらに、こうした取組が、教職員が心身の健康を保持・増進しながら、やりがいを持って働き続けることを可能にするるとともに、教員のなり手不足の解消にもつながるものと考えている。

本県では、県教育委員会が策定した「教職員の働き方改革取組指針」に基づき、教職員の意識改革や業務改善など、様々な取組を実施しているところであるが、依然として、多くの教職員が長時間勤務を行っている。

県教育委員会においては、現在実施している取組の結果を検証し、効果的な取組を強力に推し進めていくとともに、必ずしも教員が行う必要のない業務については、外部委託を行うなどの検討を進めることが必要である。加えて、各学校の働き方改革に関する好事例を広く周知することはもちろん、先

進的な取組を行う学校をモデル校とし、他校の教職員にその取組を公開するなどして、改善のための具体的手法を効率的に広めることも必要である。

また、市町村立学校においても、教職員の働き方改革が着実に推進されるよう、県教育委員会が市町村教育委員会に対し、引き続き、上記指針を踏まえた取組の実施を働きかけていくべきである。

さらに、各学校においては、校長等の管理職員が、教職員の勤務状況の把握を自らの重要な責務であると強く自覚するとともに、リーダーシップを発揮し、率先して業務の見直しや効率化・合理化を進め、教職員の勤務時間の適正化や負担軽減に取り組むとともに、誰もが管理職員をはじめ周囲の教職員に相談しやすい環境を構築することで、働きやすい職場づくりを推し進めることが極めて重要である。

一方で、各学校が個別に対応すべき事象は多様化・複雑化し、管理職員の業務も肥大化してきている。管理職員がその役割を十分に果たすためには、個々人の自覚と実行に委ねるだけでなく、県及び市町村の教育委員会が主体となって、管理職員が学校内のマネジメントに注力できる体制を整備することも重要である。

なお、本年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、令和8年4月から、教育委員会は、業務量管理・健康確保措置を実施するための計画の策定・公表や実施状況の公表を義務付けられることとなった。県教育委員会においては、改正法の趣旨に沿って、市町村教育委員会に対して計画の策定等に係る指導助言を行うなど、適切に制度を運用していく必要がある。

ウ 柔軟で多様な働き方ができる職場づくり

働く場所や勤務時間を柔軟に選択できる働き方は、育児、介護を始めとする様々な事情の有無に関わらず、全ての職員にとって、仕事と生活を両立するための支援となるとともに、能力発揮やライフスタイルに合った多様な働き方の実現につながる有効な取組であり、人材確保の観点からも極めて重要である。

そのため、任命権者においては、時差通勤、在宅勤務、育児・介護等のための休暇など、働き方を柔軟に選択できる様々な制度を設けている。今後も、こうした制度の活用状況や職員のニーズを踏まえ、国や他の都道府県、民間労働法制の動向にも留意しながら、引き続き充実を図ることが必要である。

さらに、妊娠、出産、育児、介護等と仕事の両立を支援する制度や、多様な働き方を可能とする制度が幅広く利用されるよう全ての職員に周知した上で、これらの制度がより利用しやすくなるよう、管理職員を含めた周囲の職員の意識醸成を図り、職場におけるサポート体制づくりを推し進めていく必要がある。

管理職員においては、これらの制度を必要とする職員が、躊躇せず気軽に利用できるよう、対象職員に対し、利用希望について個別にヒアリングを実施したり、対象職員が他の職員の業務負担増を懸念して利用を控えることを防ぐために業務の見直しを行うなど、希望者が利用しやすい環境を整備することで、積極的な制度の利用を促すことが重要である。

特に、男性職員の仕事と育児の両立については、特定事業主行動計画等において、育児休業や出産・育児に係る休暇の取得率等の目標を掲げ、取組を推進しているところである。

しかしながら、男性職員の取得率は年々増加しているものの、女性職員と比較すると依然として低く、その取得期間も短期間にとどまっている。その理由として、「同僚に負担をかけてしまう」、「業務多忙」が多く挙げられており、任命権者は、管理職員の意識改革を促すなど、男性職員が育児のための休業や休暇を取得しやすい職場づくりを進めていくべきである。

また、国や一部の自治体では、週休3日を選択できるフレックスタイム制の導入が始まっているところである。フレックスタイム制は、柔軟で多様な働き方の実現に寄与するものであり、執行体制確保の問題など、本県の実情も踏まえながら、研究を進めていく必要がある。

なお、年次休暇については、これまで任命権者において、使用促進に向けた様々な取組が実施され、近年、使用日数は増加傾向にあるが、仕事と生活の両立支援に資するため、引き続き、職員が年次休暇を使用しやすい職場づ

くりに努めることが必要である。

エ ハラスメント防止及びメンタルヘルス対策

職員一人ひとりがその能力を最大限に発揮し、意欲的に職務に取り組むことは、質の高い行政サービス提供の礎となる。この基盤を確固たるものとするためには、職員の心身の健康が不可欠であり、健全な職場環境の維持・向上は任命権者の重要な責務である。

職場におけるあらゆるハラスメントは、職員の人格と尊厳を著しく傷つけ、意欲を減退させるだけでなく、心の健康を損なわせる深刻な問題である。また、周囲の職員を含む職場全体の士気を低下させ、ひいては組織全体の公務能率の低下や貴重な人材の損失にもつながりかねないことを深く認識する必要がある。

任命権者においては、ハラスメント防止に関する指針や要綱を定め、相談窓口の設置、研修の実施などにより、ハラスメントの未然防止と迅速な解消に努めているところであり、令和6年度のハラスメント相談件数は減少に転じたものの、依然として多くの相談が寄せられており、特にパワー・ハラスメントの相談が多い状況である。

ハラスメントは決して許される行為ではなく、任命権者においては、職員への研修、周知・啓発活動の継続、相談体制の一層の充実を図る必要がある。また、管理職員をはじめとする全ての職員は、誰もがハラスメントの行為者となり得ることを十分理解した上で、自らの言動に細心の注意を払い、他者を尊重し、相互理解に基づくハラスメントのない職場づくりに主体的に取り組むことが求められる。

近年社会問題化しているカスタマーハラスメントについても、任命権者において対応マニュアルに基づく統一的な対策や来庁者への呼びかけ等、組織的な対応を進めているところであり、職員が安心して職務に集中できるよう、負担軽減に向けた取組を継続していく必要がある。

職員の心身の健康を損なう要因として、ハラスメントのほか、職場の人間関係、仕事の質・量などが考えられることから、人事異動、昇任等により業

務内容や環境に変化が生じた職員は、メンタル不調となるリスクが高く、特にきめ細かな配慮が必要である。そのため、任命権者において、ストレスチェックや階層別の職員研修をはじめ様々な取組が行われているものの、本県職員における精神疾患による長期病気休暇者は増加傾向にある。本委員会が実施した「職員の厚生制度に関する実態調査」では、調査対象者に占める精神疾患を原因とする者の割合が年々増加しており、特に20歳台の若手職員の割合が高くなっている。

管理監督者においては、日頃から積極的に職員とのコミュニケーションを図り、相談しやすい環境を構築することで、職員の状況を的確に把握し、メンタルヘルス不調の早期発見・早期対応に努めることが極めて重要である。また、任命権者においては、互いに協力し合える風通しの良い職場づくり、円滑な職場復帰のための支援、再発予防に取り組むとともに、長時間労働の是正やハラスメントの防止といった職場環境改善に資する取組も、メンタルヘルス対策の一環として着実に推進していく必要がある。

このように、ハラスメント防止をはじめとするメンタルヘルス対策を一層推し進めていくことで、職員が安心して働き、最大のパフォーマンスを発揮できる職場環境の実現を目指すことが求められる。

オ 会計年度任用職員制度の適切な運用

会計年度任用職員は、多様化・高度化する行政ニーズに対応するために欠かせない存在である。当該職員が意欲を持ち、安心して働くためには、給与制度や休暇制度について、適宜見直しを行いながら、適切な勤務条件を確保することが重要である。

このため、任命権者においては、引き続き、国や他の都道府県の動向等にも留意した上で、適切な制度運用を行っていく必要がある。

カ 職員と組織が共に成長する好循環を生み出す取組

本県では、民間企業への転職等を理由とする自己都合退職者が、近年、増加傾向にあり、特に、若手職員における増加が顕著である。また、令和6年

に任命権者が実施したアンケート調査によると、数年以内の退職を考えている職員は、その主な理由として、「もっと魅力的な仕事に就きたい」、「長時間労働が常態化している」、「今後キャリアアップできる展望が無い」を挙げている。

こうした現状を踏まえると、本県が、「働きたい組織」として職員から選ばれるため、職員の組織に対する満足度を向上させることが必要であり、任命権者が、職員の満足度向上を阻害する要因を洗い出し、確実に改善していくことが重要である。

そのためには、任命権者において、まず、手元にある人事関連の情報を用いた現状分析に基づいて課題の把握等を行い、その上で、組織に対する思い入れや愛着、働きがいや意欲、自身の成長実感など、いわゆる「エンゲージメント」に関して職員への定期的なアンケート調査を実施することで、「エンゲージメント」が低い理由を把握し、具体的な改善施策へとつなげていく取組が有効である。

こうした取組により、漠然とした問題意識ではなく、具体的なデータに基づき、人事に関する制度や施策を立案し、適切に運用することが可能となる。

さらに、調査結果を管理職員層へフィードバックすることで、管理職員が組織の状態を的確に理解し、より効果的なリーダーシップを発揮することにもつながる。

このような調査により職員の「エンゲージメント」を継続的に把握した上で、調査結果を任命権者が活用するだけでなく、職員にもフィードバックし、そのフィードバックに基づいたアクションを繰り返すことで、職員と組織が共に成長する好循環を生み出し、組織の健全化、組織力の強化、職員の満足度向上、ひいては人材の安定的な定着につなげていくことが求められる。

2 持続可能な執行体制の構築

(1) 業務プロセスの最適化の徹底

持続可能な執行体制を構築するためには、限られた資源を最大限に活用し、より質の高いサービスを効率的に提供できるよう、業務の流れを分析・改善し、

効率性や生産性を向上させるための業務プロセスの最適化を徹底することが必要である。

本県では、既に業務のアウトソーシングを推進するほか、テレワークやペーパーレス会議などの環境整備、業務マニュアルや引継書の作成による業務の標準化に取り組んでいるが、その効果を検証し、必要に応じて手法を修正するなどしながら、この取組を更に進めていくべきである。

業務プロセスの最適化を徹底するためには、現場の意見を積極的に取り入れ、より現場に即した改善を検討すること、管理職員がその重要性を十分理解することに加え、一過性のものとせず継続的に改善を繰り返していくことが重要である。

(2) 生成ＡＩなど先端技術を活用したＤＸによるパフォーマンスの向上

今後急速な人口減少が見込まれる中、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供していくために、デジタル技術やＡＩ等の活用により業務効率化を図り、行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められている。

本県では、将来にわたる持続可能な行政運営体制を確立するため、「福岡県行政改革大綱」及び「福岡県ＤＸ戦略」に基づき、デジタル技術の活用による働き方改革を積極的に推進している。この一環として、既存の業務手順の見直しを行い、ロボットによる業務自動化ツールであるＲＰＡや、人工知能を用いて紙文書の文字を読み取りデータ化するＡＩ－ＯＣＲを導入し、業務の効率化と職員の負担軽減に一定の成果を上げているところである。

ＲＰＡやＡＩ－ＯＣＲに加え、昨年から庁内での利用が開始された生成ＡＩなどの先端技術を活用したＤＸの推進は、単なる業務効率化に留まらない。これらの技術は職員がより付加価値の高い業務に注力できる環境を創出し、結果として長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランス向上といった誰もが働きやすい職場づくりにも大きく寄与するものである。限られた人的資源で最大のパフォーマンスを発揮できるようにするためにも、これらの先端技術の積極的な活用を推進していくべきである。

(3) 人事関連情報のデジタル化による戦略的人事管理の実現

知事部局における人事管理業務に関して、異動情報（発令履歴）をシステムで管理するほか、令和5年度からは異動先や家庭状況に合わせた働き方の希望等を申告する書面（職員調書）の作成方法がシステム入力に改められるなど、見直しが図られてきたところであるが、更なるデジタル化による業務効率化の余地が大きいと考えられる。

職員一人ひとりが使命感とやりがいをもって業務に取り組むためには、個人の適性はもとより、その意向にも十分配慮した人事配置を行うことが不可欠であり、職員の発令履歴、研修の受講履歴、人事評価結果、異動希望をはじめ、資格・免許、前職での職務内容、専門分野など、人事関連情報をシステムで統合的にデータベース化し、人事異動業務におけるDXを更に推進することが有効である。

人材確保を取り巻く環境が急速に変化する中、国では、各府省がそれぞれの行政課題に応じたあるべき人材ポートフォリオの形成・実現を模索し始めている。本県においても、人材確保の厳しさは同様である。組織で必要な人材像（マネジメント人材、スペシャリスト人材、クリエイティブ人材など）を明らかにした上で、庁内各部局における役職や採用職種、在職年数など指標ごとの配置人数といった人材構成を分析し、可視化するなど、将来を見据えた戦略的な人事管理を行うことが重要となっている。こうした観点からも任命権者には、取組の基盤となる人事関連情報の総合的データベースを早期に整備することが求められている。

別紙第 2

給与に関する報告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与等の実態、民間の給与、生計費その他の職員の給与決定等に関係のある諸事情について調査し、検討を行ってきたので、その結果を報告する。

1 人事委員会勧告制度の基本的な考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、「社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない」とされており、給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と、給与以外の勤務条件については、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされている。

また、地方公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その労働基本権制約の代償措置として、人事委員会の勧告制度が設けられている。

これらを踏まえ、本委員会は、県内民間事業所における給与等の実態、国や他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を総合的に検討し、職員の給与等に関し報告及び勧告を行っている。中でも、職員の給与水準の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、県内民間事業所の従業員の給与を詳細に調査・把握し、職員の給与水準を民間事業所の従業員のそれと均衡させることを基本としている。

2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和7年県職員給与等実態調査」を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 職員の構成

職員には、その従事する職務の種類に応じ、行政職、医療職、研究職、特定

獣医師職、公安職、教育職、任期付職員の7種9給料表が適用されている。職員数は、全職員で39,077人（昨年39,244人）、行政職給料表適用職員で8,960人（同8,987人）であり、平均年齢は、全職員で40.3歳（昨年40.5歳）、行政職給料表適用職員で40.8歳（同41.0歳）である。（参考資料第1表）

これらを10年前の平成27年4月と比較すると、職員数は、全職員で9,743人（20.0%）減少（行政職給料表適用職員では67人（0.75%）増加）し、平均年齢は、全職員で2.9歳（行政職給料表適用職員では2.0歳）低下している。

なお、10年前と比較して全職員数が大きく減少しているのは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正により、平成29年4月1日から、指定都市が設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与等については指定都市が負担することとされたためである。

〔参考〕全職員数：平成28年4月1日（48,738人）、平成29年4月1日（38,220人）

(2) 平均給与月額

行政職給料表適用職員（8,960人）の平均給与月額は391,303円（昨年381,632円）であり、医療職給料表等他の給料表の適用を受ける職員を含めた全職員（39,077人）の平均給与月額は410,771円（同398,856円）である。

（参考資料第3表）

3 民間の給与

(1) 最近の状況

「毎月勤労統計調査地方調査」（福岡県、事業所規模30人以上）によると、本年4月のパートタイム労働者を含む常用労働者の所定内給与は、昨年4月から2.0%増加している。また、本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年同月に比べ、全国では3.6%、福岡市では3.6%それぞれ上昇している。

(2) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較・検討を行うため、人事院、北九州市人事委員会、福岡市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、か

つ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,247事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した515事業所を対象に、「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、特別給や諸手当の支給状況等について調査した。

(参考資料第12表～第22表)

なお、後記4のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、本年の職員給与と民間給与の比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

ア 初任給の状況

民間における初任給の改定状況をみると、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で28.0%（昨年31.6%）、高校卒で17.3%（同16.9%）となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で78.7%（昨年73.5%）、高校卒で76.5%（同83.5%）である。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で21.3%（昨年26.5%）、高校卒で23.5%（同16.5%）である。（参考資料第15表）

イ 給与改定の状況

民間における給与改定の状況をみると、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は62.2%（昨年59.4%）、定期昇給を実施した事業所の割合は91.2%（昨年89.7%）となっており、多くの事業所で初任給の引上げやベースアップが実施されている。（参考資料第16表）

4 公民給与の比較方法の見直し

- (1) 公民給与の比較に当たっては、広く民間企業の状況を反映させるとともに、職務・職責に照らして、適切な比較対象を設定することが必要であり、国における官民給与の比較方法の見直しも踏まえ、比較対象企業規模を100人以上とする。なお、この見直し後の民間企業の役職段階と公務の職務の級の対応関係は、表1のとおりである。
- (2) 特別給の公民比較についても、月例給における比較対象企業規模との整合性

を考慮し、同様の見直しを行う。

表 1 民間企業の役職段階と公務の職務の級の対応関係

公務	民間企業	
職務の級	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長	
8 級	課長	支店長、工場長、部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課長
5 級		
4 級	係長	課長代理
3 級		係長
2 級	主任	主任
1 級	係員	係員

5 本年の職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

「令和 7 年県職員給与等実態調査」及び「令和 7 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務にあつては人事院が民間給与との比較に用いる行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員に相当する職員（行政職給料表適用職員のうち、福祉職及び海事職の職員、医療技術職員等、本年度の新規学卒の採用者等を除く 7,639 人）、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくすると認められる者同士の本年 4 月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、その較差は、表 2 のとおり、職員の給与が民間の給与を 1 人当たり平均 11,226 円（2.98%）下回っていた。

（参考資料第 4 表、第 14 表）

表2 職員給与と民間給与との較差

民間の給与 (A)	行政職俸給表 (一) の適用を受ける国家公務員に相当する職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right)$
388, 130 円	376, 904 円	11, 226円 (2. 98%)

(注) 前記4(1)の見直しを行わなかった場合の較差は、9, 507円 (2. 52%) である。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、表3のとおり、年間で平均所定内給与月額 of 4. 64月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数 (4. 60月分) が民間事業所の特別給の支給割合を0. 04月分下回っていた。

表3 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	374, 920 円
	上半期 (A2)	383, 442 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	859, 782 円
	上半期 (B2)	902, 628 円
特別給の支給割合	下半期 (B1)/(A1)	2. 29 月分
	上半期 (B2)/(A2)	2. 35 月分
	年 間	4. 64 月分

(注1) 「下半期」とは令和6年8月から令和7年1月まで、「上半期」とは令和7年2月から7月までの期間をいう。

(注2) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計している。

(注3) 前記4(2)の見直しを行わなかった場合の特別給の支給割合は、4. 62月分である。

6 職員給与と国家公務員給与との比較

(1) ラスパイレス指数

総務省が行った地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表(一)の適用

を受ける国家公務員と、これに相当する職員の令和6年4月1日における給与水準について、その俸給の月額と給料の月額とを対比させて比較、算出したラスパイレス指数は100.8となっている。

表4 職員と国家公務員との比較（ラスパイレス指数）

国家公務員	職 員
100.0	100.8

(2) 平均給与月額

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する職員とを比較すると、本年4月の平均の給料(俸給)の月額では、職員(334,501円)が国家公務員(332,237円)を2,264円上回っているが、諸手当を加えた平均給与月額では、職員(376,904円)が国家公務員(414,480円)を37,576円下回っている。

表5 民間給与との比較を行う国家公務員及び職員の平均給与月額

職員区分	平均給与月額		
	給料(俸給)の月額	諸手当月額	
	円	円	円
国家公務員(A)	414,480	332,237	82,243
職 員(B)	376,904	334,501	42,403
(A) — (B)	37,576	△2,264	39,840

(注) 国家公務員及び本県職員の平均給与月額、給料(俸給)の月額及び諸手当月額は、令和7年の人事院勧告参考資料第2表及び本県勧告参考資料第4表による。

7 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日、国家公務員の人事管理に関する報告並びに給与に関する報告及び勧告を行った。

人事管理に関する報告においては、「高い使命感とやりがいを持って働ける公務」

の実現を目指すとともに、優秀な人材を確保・定着させるため、「実力本位で活躍できる公務」、「働きやすさと成長が両立する公務」及び「誰もが挑戦できる開かれた公務」の実現に向けた施策を迅速かつ着実に実装していくこととした。

給与に関する報告及び勧告においては、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較することが適当であるとして、官民給与の比較方法を見直すこととした。

この見直し後の官民給与の比較の結果、月例給について、民間給与が国家公務員給与を平均15,014円上回ったことから、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員には、昨年を大幅に上回る俸給表の引上げ改定を行ったほか、通勤手当などの諸手当の見直しを行った。また、特別給について、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が国家公務員の年間の平均支給月数を上回ったことから、0.05月分の引上げを行い、期末手当と勤勉手当に均等に配分することとした。

更には、優秀な人材確保のための新たな人事制度について検討し、職務・職責をより重視した給与体系を含む新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討した上で、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告することとした。

これらの概要は、別記のとおりである。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ・ 国家公務員行動規範の周知・啓発
- ・ 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- ・ 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- ・ 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- ・ 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- ・ 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- ・ 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- ・ 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

- ・ 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

- ・ 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- ・ 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- ・ インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- ・ 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- ・ 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や激しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - ・ 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - ・ 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

● 俸給

- ・ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- ・ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

● 本府省業務調整手当

- ・ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- ・ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● 特勤勤務手当等

- ・ 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- ・ 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

● **支給月数の改定**【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

8 給与制度の見直し

職員の給与決定に係る諸情勢については以上述べてきたとおりであり、これらを総合的に検討した結果、職員の給与制度の見直しについての本委員会の意見は、次のとおりである。

(1) 本年の給与の改定

ア 改定の考え方

(ア) 月例給

前記5(1)のとおり、本年4月分の給与において、職員の月例給が民間給与を11,226円(2.98%)下回っていたことから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月分の給与の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

改定に当たっては、基本的な給与である給料を引き上げる必要がある。

(イ) 特別給

前記5(2)のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数(4.60月分)が民間事業所の特別給の支給割合を0.04月分下回っていた。このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、民間の支給状況等を勘案し、期末手当と勤勉手当に均等に配分することが適当である。

イ 改定の内容

(ア) 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、本年の公民較差の状況及び人事院勧告で示された行政職俸給表(一)の改定内容を勘案して、給料月額を引き上げる改定を行う必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、給料月額の改定を行う必要がある。

(イ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師並びに獣医師に対する初任給調整手当について、給料表の改定状況等を勘案し、所要の改定を行う必要がある。

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年８月から本年７月までの１年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする必要がある。

支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が６月期及び12月期で均等になるよう定めることが適当である。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、支給月数を引き上げる必要がある。

(2) 諸手当

ア 通勤手当

人事院は、民間の支給状況等を踏まえ、自動車等使用者に対する通勤手当の引上げや駐車場等の利用に対する通勤手当の新設に係る報告及び勧告を行った。また、職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の月から通勤手当を支給できるよう見直すよう報告した。本県においても、これらの国の取扱いに準じた見直しを行う必要がある。

イ 宿日直手当

人事院は、宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うとの報告及び勧告を行った。本県においても、国の取扱いに準じた見直しを行う必要がある。

ウ 特地勤務手当等

人事院は、勤務地を異にする異動の円滑化を図るため、特地勤務手当及び

特地勤務手当に準ずる手当を見直すとの報告及び勧告を行った。本県においても、国の取扱いに準じた見直しを行う必要がある。

(3) 教職員の給与

ア 公立学校の教員の給与については、令和7年6月に公布された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、令和8年1月から、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとされ、あわせて教職調整額を段階的に引き上げることとされた。法の趣旨を踏まえた適切な処遇を実現する観点から、速やかに必要な措置を講ずる必要がある。

また、改正法により、令和8年4月から主務教諭の職の設置が可能となることから、本県においても、その設置について調査・研究を進めていく必要がある。

さらに、国において、改正法の趣旨を踏まえ、義務教育等教員特別手当等を見直す方針が示されていることから、他の地方公共団体の動向等に留意しながら、必要な見直しを検討する必要がある。

イ 船員について、国内での人員不足が深刻化していることを受けて船員法が改正され、国は安定的に船員を確保していくための環境整備を図っている。本県においても水産高等学校の実習船に乗り込む船員の人材確保が困難となっていることを踏まえ、その処遇の在り方について検討する必要がある。

(4) その他の課題

ア 本庁職員の処遇改善

平成26年の人事院勧告において、国が本府省における人材確保を図るため本府省業務調整手当を引き上げることを契機に、本委員会が本庁職員の処遇改善を検討するよう報告を行い、本県では、平成27年度から本庁業務に従事する職員に対する処遇改善の措置として、給料の調整額が導入されたところである。

人事院は本年、本府省の業務の特殊性・困難性の高まりに伴い、本府省の職員の職務・職責が重くなっていることを踏まえ、本府省職員について官民給与の比較における対応関係を見直した上で、本府省業務調整手当を引き上げるにより、その処遇改善を行った。

本県においても、本庁の業務の特殊性・困難性、並びに本庁職員に係る公民給与の比較方法及びその職務・職責に応じた適切な処遇の在り方について調査・研究する必要がある。

イ 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、人材獲得競争が厳しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力を確保していくため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和8年4月から措置することとした。

本県において、現時点で月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る例はないが、最低賃金の上昇が続いており、採用市場における競争力を確保していくことは重要な課題であることから、今後の国の法改正や他の地方公共団体の動向等を注視していく必要がある。

(5) 職務・職責をより重視した新たな給与体系の構築

人事院は、人材獲得競争が激しい中、各種施策を総動員して、優秀な人材を確保し、定着させていくため、給与制度のアップデートで措置した、職務・職責をより重視した俸給体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討し、令和8年度に措置の骨格を、令和9年度に具体的な内容を報告するとしている。給与制度については、公務としての類似性・近似性を重視して、均衡の原則が適用されるべきであることから、今後の国における検討状況を注視していく必要がある。

9 給与勧告実施の要請

これまで述べてきたとおり、職員を取り巻く環境は大きく変化してきている。

こうした中、職員は、全体の奉仕者として、県民の生活を守り、安全・安心を確保するため、日々の職務に精励しており、職員が高い士気を維持し、個人と組織の力を最大限発揮するためには、職員に適切な給与処遇を確保することが必要である。

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年、職員の給与決定方式として定着し、行政運営の安定に寄与している。

本年の勧告は、４年連続で月例給及び特別給を引き上げるものとなった。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会の給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第３の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第 3

勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）、福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年福岡県条例第42号。以下「給特条例」という。）を改正することを勧告する。

1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

ア 現行の給料表を別表第 1 のとおり改定すること。

イ 教育職給料表（二）又は教育職給料表（三）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級又は 4 級である教育職員の給料月額、それぞれの表の額に次の表の給料表及び職務の級の区分に応じた加算額を加えた額とすること。

給料表	職務の級	加算額
教育職給料表（二）	3 級	1 1, 5 0 0 円
	4 級	3, 8 0 0 円
教育職給料表（三）	3 級	1 1, 5 0 0 円
	4 級	4, 0 0 0 円

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医師職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を 312,200 円とすること。

- (イ) 行政職給料表の適用を受ける獣医師に対する支給月額を 62,300 円とし、特定獣医師職給料表の適用を受ける獣医師及び研究職給料表の適用を受ける獣医師に対する支給月額の限度を 47,800 円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 期末手当

a b 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 1.0625 月分）とすること。

b 定年前再任用短時間勤務職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.7125 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 0.6125 月分）とすること。

(イ) 勤勉手当

a b 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 1.2625 月分）とすること。

b 定年前再任用短時間勤務職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5125 月分（特定管理職員にあつては、それぞれ 0.6125 月分）とすること。

ウ 通勤手当について

- (ア) 交通用具使用者に対する通勤手当の額を、次に掲げる自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

a 10 キロメートル以上 30 キロメートル未満 7,600 円に 10 キロメートル以上の距離 2 キロメートルにつき 1,200 円を加算した額

b 30 キロメートル以上 60 キロメートル未満 19,700 円に 30 キロメートル以上の距離 2 キロメートルにつき 1,300 円を加算した額

c 60 キロメートル以上 39,300 円に 60 キロメートル以上の距離 2 キロメートルにつき 1,400 円を加算した額

- (イ) 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000 円を超えない範囲内で 1 か月当たりの料金に相当する額として

人事委員会規則で定める額を支給すること。

エ 宿日直手当について

(ア) 勤務 1 回に係る支給額を、医師又は歯科医師の宿日直勤務は 22,500 円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 7,700 円、それ以外の宿日直勤務は 5,600 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 33,750 円、11,550 円、8,400 円、勤務時間が 5 時間未満の場合にあっては、それぞれ 11,250 円、3,850 円、2,800 円）とすること。

(イ) 勤務 1 回に係る支給額の限度を、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務及び人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 7,700 円、それ以外の宿日直勤務は 5,600 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 11,550 円、8,400 円、勤務時間が 5 時間未満の場合にあっては、それぞれ 3,850 円、2,800 円）とすること。

オ 特勤勤務手当等について

(ア) 特勤勤務手当と地域手当の減額調整を廃止すること。

(イ) 新たに給料表の適用を受ける職員となり特勤公署又は準特勤公署に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特勤勤務手当に準ずる手当を支給すること。

2 任期付研究員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.75 月分とすること。

3 任期付職員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とすること。

イ 勤勉手当

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

4 給特条例の改正

教職調整額の支給割合を100分の10とすること。ただし、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における教職調整額の支給割合は次の表のとおりとすること。

期 間	支給割合
令和8年1月1日～令和8年12月31日	100分の5
令和9年1月1日～令和9年12月31日	100分の6
令和10年1月1日～令和10年12月31日	100分の7
令和11年1月1日～令和11年12月31日	100分の8
令和12年1月1日～令和12年12月31日	100分の9

5 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)のイ及び4については、令和8年1月1日から、1の(2)のウの(イ)については、令和8年4月1日から実施すること。

別表第 1

イ 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	402,700			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	405,200			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	407,700			
	25	232,000	272,800	302,900	344,900	371,000	410,100			
	26	233,700	273,900	303,900	346,800	372,800	412,400			
	27	235,000	274,700	304,900	348,500	374,400	414,600			
	28	236,300	275,900	305,900	350,100	376,100	416,900			
	29	237,600	276,900	307,000	351,600	377,500	418,700			
	30	238,700	278,000	308,200	353,200	378,800	420,700			
	31	239,800	279,300	309,300	354,800	380,000	422,500			
	32	240,900	280,300	310,500	356,400	381,400	424,300			
	33	242,000	281,200	311,600	358,100	384,700	426,200			
	34	242,900	282,200	312,900	359,900	386,600	428,000			
	35	243,800	283,200	314,200	361,700	388,500	429,700			
	36	244,800	283,900	315,500	363,500	390,400	431,600			
	37	247,000	285,100	316,700	365,000	391,900	433,400			
	38	248,400	286,300	318,000	366,400	393,700	434,900			
	39	249,800	287,200	319,300	367,800	395,500	436,400			
	40	251,100	288,200	320,600	369,200	397,000	438,000			
	41	252,300	289,200	321,600	370,700	398,700	439,600			
	42	253,500	290,300	323,200	371,500	400,100	440,800			
	43	254,600	291,400	324,900	372,400	401,600	442,100			
	44	255,700	292,400	326,400	373,400	403,100	443,300			
	45	256,600	293,900	327,900	376,300	404,500	444,500			
	46	257,700	295,100	329,800	377,600	405,700	445,800			
	47	258,700	296,200	331,700	379,000	406,900	447,100			
	48	259,800	297,300	333,400	380,300	408,000	448,300			

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	49	260,900	298,400	334,900	381,600	409,100	449,400			
	50	262,100	299,800	336,600	382,500	410,300	450,200			
	51	263,300	301,100	338,300	383,600	411,500	450,900			
	52	264,300	302,300	340,100	384,600	412,600	451,700			
	53	265,100	303,400	341,400	385,400	413,300	452,200			
	54	266,200	304,800	343,200	386,300	413,900	452,900			
	55	267,200	305,900	345,000	387,100	414,600	453,600			
	56	268,100	307,200	347,000	388,000	415,200	454,300			
	57	269,100	308,400	348,900	388,900	415,800	455,100			
	58	270,000	309,700	350,800	389,700	416,400	455,900			
	59	270,900	311,000	352,700	390,500	416,900	456,300			
	60	271,600	312,400	354,600	391,200	417,200	456,900			
	61	272,500	313,500	356,400	391,900	417,600	457,400			
	62	273,000	314,800	358,300	392,500	417,900	457,800			
	63	273,500	316,100	359,900	393,100	418,200	458,200			
	64	274,100	317,200	361,700	393,800	418,500	458,600			
	65	275,000	318,600	363,200	394,300	418,800	459,000			
	66	275,700	320,000	364,600	394,900	419,100	459,400			
	67	276,300	321,400	366,100	395,500	419,300	459,800			
	68	276,800	322,800	367,500	396,200	419,600	460,100			
	69	277,300	323,400	369,100	396,600	419,900	460,400			
	70	278,300	324,600	369,900	397,300	420,200	460,800			
	71	279,400	325,800	371,100	397,900	420,500	461,100			
	72	280,400	327,200	372,100	398,500	420,700	461,400			
	73	281,300	328,500	373,000	398,900	421,000	461,700			
	74	282,300	330,000	374,100	399,500	421,300				
	75	283,300	331,500	374,900	400,000	421,600				
	76	284,300	332,800	375,900	400,600	421,900				
	77	285,100	334,400	376,800	401,000	422,100				
	78	285,900	335,500	377,500	401,500	422,400				
	79	286,800	336,700	378,200	402,000	422,700				
	80	287,700	337,800	378,900	402,600	423,000				
	81	288,600	338,500	379,300	402,900	423,200				
	82	289,300	339,400	379,900	403,300	423,500				
	83	290,200	340,100	380,500	403,700	423,800				
	84	291,100	340,800	381,200	404,100	424,000				
	85	291,800	341,700	381,500	404,400	424,200				
	86	292,500	342,000	382,200	404,700	424,500				
	87	293,400	342,700	382,800	405,000	424,800				
	88	294,300	343,400	383,500	405,300	425,000				
	89	295,000	344,200	383,800	405,500	425,200				
	90	295,800	344,800	384,400	405,800	425,500				
	91	296,700	345,500	385,000	406,100	425,800				
	92	297,600	346,100	385,600	406,300	426,000				
	93	298,800	346,700	386,000	406,500	426,200				
	94		347,300	386,400	406,800	426,500				
	95		347,700	387,100	407,100	426,800				
	96		348,300	387,700	407,300	427,000				
	97		348,600	388,100	407,500	427,200				
	98		349,100	388,600	407,800					
	99		349,400	389,200	408,100					
	100		349,900	389,700	408,300					

	101		350,300	390,200	408,500					
	102		350,800	390,800	408,800					
	103		351,200	391,300	409,100					
	104		351,700	391,600	409,300					
	105		352,000	392,000	409,500					
	106		352,400	392,500	409,800					
	107		352,800	392,900	410,100					
	108		353,200	393,300	410,300					
	109		353,500	393,600	410,500					
	110		353,800	394,100	410,800					
	111		354,300	394,500	411,100					
	112		354,700	394,900	411,300					
	113		355,000	395,200	411,500					
	114		355,300	395,600						
	115		355,800	396,000						
	116		356,200	396,400						
	117		356,300	396,700						
	118		356,800	397,100						
	119		357,200	397,500						
	120		357,500	397,800						
	121		357,700	398,100						
	122		358,100	398,500						
	123		358,500	398,800						
	124		358,900	399,100						
	125		359,400	399,400						
	126		359,800	399,700						
	127		360,200	400,000						
	128		360,600	400,300						
	129		361,100	400,600						
	130		361,500	400,900						
	131		361,800	401,200						
	132		362,100	401,500						
	133		362,600	401,700						
	134			402,000						
	135			402,300						
	136			402,500						
	137			402,700						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ロ 医師職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	

	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 この表は、本庁、保健福祉環境事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 看護師職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000

	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	448,700
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	449,000
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	449,300
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	449,600
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	449,900
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	450,200
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	450,500
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	450,800
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
	86	295,800	322,600	360,600	379,900	409,000	
	87	296,300	323,600	361,400	380,500	409,400	
	88	296,800	324,600	362,200	381,000	409,800	
	89	297,200	325,500	362,800	381,300	410,100	
	90	297,700	326,500	363,400	381,800	410,500	
	91	298,200	327,500	364,000	382,100	410,900	
	92	298,700	328,500	364,600	382,400	411,200	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000	411, 500
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500	411, 900
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000	412, 200
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500	412, 500
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100	412, 800
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600	413, 100
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100	413, 400
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500	413, 700
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100	414, 000
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600	
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100	
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600	
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200	
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600	
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100	
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600	
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200	
110	306, 500	337, 800	372, 400	391, 700	
111	306, 700	338, 100	372, 900	392, 200	
112	307, 000	338, 400	373, 300	392, 600	
113	307, 300	338, 700	373, 700	393, 000	
114	307, 500	339, 100	374, 100	393, 400	
115	307, 800	339, 400	374, 600	393, 800	
116	308, 000	339, 700	375, 100	394, 200	
117	308, 300	339, 900	375, 500	394, 600	
118	308, 500	340, 200	376, 000		
119	308, 800	340, 500	376, 500		
120	309, 100	340, 700	377, 000		
121	309, 400	340, 900	377, 300		
122	309, 700	341, 200			
123	310, 000	341, 500			
124	310, 300	341, 800			
125	310, 500	342, 000			
126	310, 700	342, 300			
127	311, 000	342, 600			
128	311, 400	342, 800			
129	311, 600	343, 000			
130	311, 900	343, 200			
131	312, 200	343, 500			
132	312, 600	343, 700			
133	312, 800	344, 000			
134	313, 100	344, 400			
135	313, 400	344, 800			
136	313, 700	345, 200			
137	313, 900	345, 500			
138	314, 200	345, 900			
139	314, 500	346, 300			
140	314, 800	346, 700			

	141	315,000	347,000				
	142	315,300	347,400				
	143	315,700	347,700				
	144	316,000	348,100				
	145	316,200	348,400				
	146	316,400	348,800				
	147	316,700	349,200				
	148	317,000	349,600				
	149	317,200	349,900				
	150	317,400	350,300				
	151	317,700	350,700				
	152	318,000	351,100				
	153	318,400	351,400				
	154	318,600					
	155	318,800					
	156	319,100					
	157	319,400					
	158	319,700					
	159	320,000					
	160	320,300					
	161	320,700					
	162	321,000					
	163	321,300					
	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

備考 この表は、こども療育センター新光園等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

二 研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	256,200	307,000	377,200	428,200	
	30	257,800	308,500	378,000	429,400	
	31	259,400	310,000	378,800	431,000	
	32	261,000	311,500	379,600	432,500	
	33	262,700	313,000	380,300	433,800	
	34	264,400	314,500	381,000	435,200	
	35	266,300	316,000	381,800	436,600	
	36	268,100	317,400	382,600	438,000	
	37	270,000	318,800	383,300	439,400	
	38	272,000	319,700	384,000	440,800	
	39	274,000	320,600	384,800	442,200	
	40	276,100	321,400	385,600	443,600	
	41	277,900	322,100	386,400	444,700	
	42	280,100	322,600	387,600	446,000	
	43	282,500	323,100	388,800	447,400	
	44	284,900	323,500	390,000	448,700	
	45	287,200	325,400	390,700	449,500	
	46	289,300	326,900	391,700	450,300	
	47	291,200	328,200	392,500	451,200	
	48	293,300	329,400	393,200	452,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	295,500	330,600	393,900	452,900
	50	297,200	332,400	394,600	453,700
	51	298,900	334,200	395,200	454,300
	52	300,600	336,300	395,800	455,100
	53	302,800	337,900	396,400	455,500
	54	304,300	339,700	397,100	456,100
	55	305,500	341,400	397,900	456,600
	56	307,000	343,300	398,700	457,100
	57	308,400	345,200	399,300	457,600
	58	309,900	346,500	400,100	458,100
	59	311,400	347,900	400,800	458,600
	60	312,900	349,200	401,500	459,100
	61	314,200	350,900	402,100	459,500
	62	315,200	352,300	402,800	460,000
	63	316,200	353,800	403,400	460,400
	64	317,100	355,300	404,100	460,800
	65	317,900	356,800	404,800	461,200
	66	318,400	358,200	405,400	461,600
	67	318,900	359,400	406,000	462,000
	68	319,400	360,900	406,700	462,400
	69	319,800	362,300	407,400	462,700
	70	320,300	363,500	407,900	463,100
	71	320,700	364,500	408,500	463,400
	72	321,100	365,700	409,100	463,700
	73	321,700	366,800	409,600	464,000
	74	322,200	367,900	410,200	
	75	322,500	369,000	410,800	
	76	323,100	370,100	411,300	
	77	323,800	370,900	411,800	
	78	324,500	371,900	412,300	
	79	325,200	373,100	412,800	
	80	325,700	374,300	413,500	
	81	326,000	374,800	413,900	
	82	326,500	375,800		
	83	327,100	376,900		
	84	327,700	377,800		
	85	328,000	379,000		
	86	328,600	380,200		
	87	329,100	381,400		
	88	329,600	382,400		
	89	330,100	383,500		
	90	330,600	384,800		
	91	331,200	385,900		
	92	331,600	387,100		
	93	332,300	387,800		
	94	332,900	388,700		
	95	333,600	389,500		
	96	334,300	390,400		
	97	334,800	391,200		
	98	335,400	392,000		
	99	336,400	392,700		
	100	337,100	393,400		

	101	337,700	394,000			
	102	338,400	394,700			
	103	338,900	395,500			
	104	339,500	396,400			
	105	340,300	396,900			
	106	341,000	397,700			
	107	341,600	398,500			
	108	342,200	399,300			
	109	342,700	399,900			
	110	343,200	400,600			
	111	343,700	401,200			
	112	344,100	401,900			
	113	344,400	402,600			
	114	344,900	403,200			
	115	345,400	403,700			
	116	345,900	404,400			
	117	346,100	405,100			
	118	346,400	405,700			
	119	346,800	406,300			
	120	347,200	406,900			
	121	347,700	407,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センター等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ホ 特定獣医師職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	220,800	282,700	330,300	340,500	367,000	420,700	471,900
	2	222,500	284,300	332,100	342,200	368,700	422,600	477,200
	3	224,200	285,800	333,900	343,900	370,300	424,500	482,100
	4	225,800	287,300	335,700	345,600	371,900	426,300	486,700
	5	227,400	288,800	337,500	347,300	373,500	428,100	490,700
	6	228,900	290,000	339,000	348,900	375,100	429,900	494,100
	7	230,300	291,200	340,400	350,400	376,700	431,700	497,000
	8	231,700	292,400	341,800	351,900	378,300	433,500	499,500
	9	232,800	293,600	343,200	353,400	379,800	435,100	501,500
	10	234,300	295,100	344,600	354,900	381,400	436,600	
	11	235,700	296,700	346,100	356,400	383,000	438,100	
	12	237,100	298,200	347,600	358,000	384,500	439,600	
	13	238,400	299,600	349,100	359,500	386,100	441,100	
	14	239,700	301,100	350,600	361,000	388,000	442,400	
	15	241,000	302,700	352,100	362,600	389,900	443,700	
	16	242,200	304,200	353,500	364,000	391,800	444,900	
	17	243,400	305,800	355,000	365,600	393,600	446,100	
	18	244,700	307,500	356,500	367,300	395,500	447,400	
	19	246,000	309,100	358,000	369,000	397,300	448,700	
	20	247,300	310,600	359,500	370,700	399,000	449,900	
	21	248,800	312,000	361,000	372,300	400,200	451,100	
	22	250,200	313,600	362,600	374,100	401,800	451,900	
	23	251,600	315,000	364,100	375,700	403,300	452,700	
	24	253,000	316,500	365,700	377,400	404,800	453,500	
	25	254,300	318,000	366,900	378,600	406,300	454,100	
	26	255,600	319,200	368,300	380,100	407,200	454,700	
	27	257,000	320,400	369,800	381,600	408,200	455,300	
	28	258,200	321,500	371,300	383,100	409,100	455,900	
	29	259,500	322,700	372,700	384,500	410,100	456,600	
	30	260,700	323,800	374,200	385,700	411,300	457,400	
	31	261,800	324,900	375,700	387,000	412,400	457,800	
	32	262,900	326,000	377,200	388,200	413,500	458,500	
	33	263,900	326,900	378,600	389,400	414,400	459,000	
	34	265,000	328,000	380,000	390,700	415,100	459,400	
	35	266,100	329,100	381,300	391,900	415,700	459,800	
	36	267,200	330,100	382,700	393,100	416,400	460,200	
	37	268,200	331,100	383,700	394,100	416,900	460,600	
	38	269,100	332,200	384,800	395,000	417,400	460,900	
	39	270,000	333,300	385,700	395,700	417,900	461,200	
	40	270,800	334,300	386,700	396,600	418,300	461,500	
	41	271,600	335,300	387,300	397,100	418,700	461,800	
	42	272,500	336,300	387,600	397,500	418,900	462,100	
	43	273,200	337,400	388,000	398,000	419,200	462,400	
	44	274,100	338,500	388,400	398,400	419,500	462,700	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	274,900	339,500	388,800	398,800	419,800	463,000
	46	275,800	340,800	389,300	399,100	420,100	
	47	276,600	342,000	389,900	399,600	420,400	
	48	277,300	343,100	390,400	400,000	420,700	
	49	278,000	343,900	390,900	400,400	420,900	
	50	278,800	345,200	391,500	400,800	421,200	
	51	279,600	346,500	392,100	401,300	421,400	
	52	280,200	347,600	392,600	401,700	421,700	
	53	280,900	348,500	393,000	402,000	421,900	
	54	281,700	350,000	393,500	402,400	422,200	
	55	282,400	351,300	394,000	402,700	422,500	
	56	283,000	352,600	394,600	403,200	422,800	
	57	283,700	353,800	395,100	403,500	423,000	
	58	284,400	355,400	395,700	404,000	423,300	
	59	285,000	356,800	396,000	404,300	423,600	
	60	285,700	358,300	396,500	404,700	423,800	
	61	286,300	359,400	397,000	405,000	424,000	
	62	287,000	361,000	397,400	405,400	424,300	
	63	287,700	362,200	397,900	405,800	424,600	
	64	288,200	363,600	398,400	406,100	424,800	
	65	288,800	364,800	398,900	406,500	425,000	
	66	289,400	365,900	399,400	406,900	425,300	
	67	290,100	367,100	399,800	407,200	425,600	
	68	290,700	368,200	400,100	407,500	425,800	
	69	291,300	369,100	400,400	407,700	426,000	
	70	291,900	370,100	400,700	408,000	426,300	
	71	292,600	371,000	401,000	408,300	426,600	
	72	293,200	372,000	401,200	408,500	426,800	
	73	293,700	372,900	401,400	408,700	427,000	
	74	294,300	373,600	401,700	409,000	427,300	
	75	294,900	374,300	402,000	409,300	427,600	
	76	295,500	375,100	402,200	409,500	427,800	
	77	296,100	375,700	402,400	409,700	428,000	
	78	296,600	376,200	402,700	410,000	428,300	
	79	297,100	376,800	403,000	410,300	428,600	
	80	297,700	377,300	403,200	410,500	428,800	
	81	298,200	377,800	403,400	410,700	429,000	
	82	298,800	378,000	403,700	411,000	429,300	
	83	299,400	378,600	404,000	411,300	429,600	
	84	299,900	379,200	404,200	411,500	429,800	
	85	300,300	379,500	404,400	411,700	430,000	
	86	300,900	380,000	404,700	412,000		
	87	301,400	380,400	405,000	412,300		
	88	301,900	380,900	405,200	412,500		
	89	302,400	381,400	405,400	412,700		
	90	302,800	381,900	405,700	413,000		
	91	303,100	382,400	406,000	413,300		
	92	303,500	382,800	406,200	413,500		

	93	303,900	383,000	406,400	413,700			
	94		383,400	406,700	414,000			
	95		383,900	407,000	414,300			
	96		384,300	407,200	414,500			
	97		384,600	407,400	414,700			
	98			407,700	415,000			
	99			408,000	415,300			
	100			408,200	415,500			
	101			408,400	415,700			
	102				416,000			
	103				416,300			
	104				416,500			
	105				416,700			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		254,600	276,800	299,000	310,600	332,200	374,800	409,200

備考 この表は、家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所に勤務する獣医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

へ 公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	440,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	447,600
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	453,700
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	460,100
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	466,700
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	472,400
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	479,800
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	485,800
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	490,700
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	494,900
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	498,900
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	502,300
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	505,200
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	507,700
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	509,900
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	444,200	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	445,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	447,000	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	448,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	449,900	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	451,600	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	453,200	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	454,700	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	422,100	456,100	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	423,800	457,800	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	425,500	459,500	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	427,100	461,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	428,700	462,500	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	430,200	463,100	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	431,800	463,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	433,200	464,500	
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	434,500	464,800	
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	436,000	465,400	
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	437,500	466,100	
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	439,000	466,600	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	440,500	467,400
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	441,800	468,100
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	443,100	468,600
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	444,300	469,100
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	445,300	469,500
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	445,800	469,800
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	446,600	470,000
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	447,400	470,400
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	447,900	470,800
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	448,200	471,000
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	448,600	471,300
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	448,800	471,400
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	449,100	471,800
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	449,500	472,000
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	449,800	472,200
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	450,100	472,400
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	450,300	472,800
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	450,600	473,100
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	450,900	473,400
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	451,100	473,600
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	451,400	473,800
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	451,700	474,100
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	452,000	474,400
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	452,200	474,600
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	452,500	474,800
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	452,800	475,100
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	453,100	475,400
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	453,400	475,600
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	453,600	475,800
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	453,900	
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	454,200	
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	454,500	
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	454,700	
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	455,000	
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	455,300	
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	455,600	
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	455,800	
	86	312,500	331,200	355,900	398,800	433,100	456,100	
	87	313,200	332,200	357,400	399,400	433,500	456,400	
	88	313,900	333,200	358,800	400,000	433,800	456,700	
	89	314,600	334,100	360,100	400,300	434,100	456,900	
	90	315,300	335,400	361,300	400,800		457,200	
	91	316,000	336,600	362,500	401,300		457,500	
	92	316,700	337,800	363,800	401,800		457,800	
	93	317,200	339,000	365,100	402,200		458,000	
	94	318,100	340,300	366,600	402,600			
	95	319,000	341,500	368,100	403,100			
	96	319,800	342,700	369,500	403,600			
	97	320,500	343,900	370,800	404,000			
	98	321,400	345,200	372,000	404,500			
	99	322,300	346,400	373,100	405,000			
	100	323,200	347,600	374,300	405,400			

	101	324,100	349,000	375,400	405,700				
	102	325,100	349,900	376,500	406,100				
	103	326,100	350,900	377,600	406,500				
	104	327,000	352,000	378,700	406,800				
	105	327,800	353,100	379,900	407,100				
	106	328,400	354,200	380,400	407,600				
	107	329,000	355,200	381,000	408,100				
	108	329,600	356,200	381,600	408,600				
	109	330,100	357,400	382,200	408,900				
	110	330,600	358,400	382,700	409,400				
	111	331,000	359,400	383,100	409,900				
	112	331,500	360,300	383,600	410,400				
	113	332,300	361,200	384,000	410,700				
	114	332,900	362,100	384,400	411,200				
	115	333,600	363,000	384,900	411,700				
	116	334,200	364,000	385,400	412,200				
	117	334,800	365,000	385,800	412,600				
	118	335,500	365,400	386,300	413,100				
	119	336,200	366,000	386,900	413,500				
	120	336,900	366,600	387,400	414,000				
	121	337,500	366,900	387,600	414,400				
	122	337,800	367,300	388,100	414,800				
	123	338,300	367,700	388,600	415,200				
	124	338,800	368,100	389,000	415,600				
	125	339,100	368,500	389,500	416,000				
	126		368,900	390,000	416,400				
	127		369,300	390,500	416,800				
	128		369,700	391,000	417,200				
	129		370,100	391,300	417,500				
	130		370,500	391,800	417,900				
	131		370,900	392,300	418,300				
	132		371,300	392,800	418,600				
	133		371,500	393,100	418,900				
	134		372,000	393,600					
	135		372,300	394,000					
	136		372,600	394,400					
	137		372,900	394,700					
	138		373,300	395,100					
	139		373,800	395,600					
	140		374,300	396,100					
	141		374,600	396,400					
	142		375,100						
	143		375,600						
	144		376,100						
	145		376,400						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	360,700	397,000	429,900

備考 この表は、警察官に適用する。

ト 教育職給料表(二)

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	494,600
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	495,200
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	495,800
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	496,300
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	496,800
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	497,300
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	497,800
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	498,300
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	498,700
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	499,100
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
	43	280,500	330,300	398,400	450,400	
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	

	45	282,000	333,600	401,300	452,800
	46	282,800	335,500	402,900	454,100
	47	283,600	337,200	404,500	455,300
	48	284,400	338,900	405,900	456,500
	49	285,100	340,600	407,100	457,600
	50	285,900	342,300	408,500	458,800
	51	286,600	344,000	409,900	460,000
	52	287,400	345,700	411,200	461,200
	53	288,200	347,400	412,400	462,400
	54	289,000	348,700	413,600	463,600
	55	289,700	350,000	414,900	464,800
	56	290,500	351,300	416,200	466,000
	57	291,200	352,800	417,500	467,100
	58	291,800	354,400	418,800	467,700
	59	292,600	355,900	420,200	468,200
	60	293,400	357,500	421,400	468,700
	61	294,100	358,900	422,600	469,200
	62	294,700	360,500	424,000	469,700
	63	295,500	362,100	425,400	470,200
	64	296,100	363,500	426,700	470,700
	65	297,100	365,000	427,900	471,100
	66	297,900	366,600	429,100	471,600
	67	298,600	368,200	430,400	472,000
	68	299,300	369,700	431,800	472,400
	69	299,900	371,200	433,100	472,800
	70	300,600	372,800	434,300	473,200
	71	301,300	374,300	435,300	473,600
	72	302,000	375,800	436,500	474,000
	73	302,700	377,300	437,700	474,300
	74	303,400	378,900	438,800	
	75	304,100	380,500	440,000	
	76	304,600	382,000	441,000	
	77	305,200	383,400	442,100	
	78	305,800	384,800	443,100	
	79	306,500	386,200	444,100	
	80	307,100	387,500	445,100	
	81	307,600	388,800	446,000	
	82	308,200	390,200	446,800	
	83	308,900	391,500	447,600	
	84	309,600	392,800	448,400	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	85	310,200	393,900	449,100	
	86	311,000	395,300	449,500	
	87	311,700	396,600	449,900	
	88	312,300	397,900	450,300	
	89	313,000	399,100	450,700	
	90	313,800	400,400	451,000	
	91	314,600	401,500	451,300	
	92	315,400	402,700	451,500	

93	315,900	403,900	451,800
94	316,700	405,000	452,100
95	317,500	406,200	452,400
96	318,300	407,400	452,600
97	318,900	408,800	452,800
98	319,600	409,800	453,100
99	320,400	410,800	453,400
100	321,100	411,800	453,600
101	321,900	412,700	453,800
102	322,700	413,700	454,100
103	323,600	414,800	454,400
104	324,400	415,900	454,600
105	325,000	416,600	454,800
106	325,800	417,500	455,100
107	326,600	418,400	455,400
108	327,400	419,300	455,600
109	328,100	420,100	455,800
110	328,500	420,900	
111	328,800	421,700	
112	329,300	422,500	
113	329,800	423,100	
114	330,200	423,800	
115	330,600	424,500	
116	331,000	425,200	
117	331,500	425,800	
118	332,000	426,300	
119	332,400	426,600	
120	332,900	426,900	
121	333,400	427,200	
122	333,800	427,500	
123	334,200	427,800	
124	334,700	428,000	
125	335,200	428,200	
126	335,500	428,500	
127	335,800	428,800	
128	336,100	429,000	
129	336,300	429,200	
130	336,600	429,500	
131	336,900	429,800	
132	337,100	430,000	
133	337,300	430,200	
134	337,500	430,500	
135	337,700	430,800	
136	338,000	431,000	
137	338,300	431,200	
138	338,500	431,500	
139	338,800	431,800	
140	339,100	432,000	

	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500	433,500			
	147	340,800	433,800			
	148	341,100	434,000			
	149	341,300	434,200			
	150	341,500	434,500			
	151	341,800	434,800			
	152	342,100	435,000			
	153	342,300	435,200			
	154	342,600				
	155	342,900				
	156	343,100				
	157	343,300				
	158	343,600				
	159	343,900				
	160	344,100				
	161	344,300				
	162	344,600				
	163	344,900				
	164	345,100				
	165	345,300				
	166	345,600				
	167	345,900				
	168	346,100				
	169	346,300				
	170	346,600				
	171	346,900				
	172	347,100				
	173	347,300				
	174	347,600				
	175	347,900				
	176	348,100				
	177	348,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

チ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,200
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,700
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,500
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	469,900
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	470,300
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	470,700
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	471,100
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	471,500
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	471,900
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	472,300
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	472,600
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	281,600	313,400	395,000	414,800
	46	282,400	315,200	396,300	416,000
	47	283,200	316,900	397,500	417,200
	48	284,000	318,500	398,600	418,400
	49	284,600	320,100	399,500	419,500
	50	285,400	321,800	400,700	420,500
	51	286,100	323,600	401,700	421,800
	52	286,800	325,300	402,800	423,000
	53	287,600	326,600	403,600	424,200
	54	288,400	328,500	404,700	425,300
	55	289,000	330,300	405,700	426,400
	56	289,700	332,000	406,700	427,500
	57	290,400	333,600	407,800	428,500
	58	291,200	335,500	408,800	429,700
	59	292,000	337,200	409,900	430,900
	60	292,600	338,900	411,000	432,100
	61	293,200	340,600	412,000	432,700
	62	293,900	342,300	413,100	433,500
	63	294,600	344,000	414,200	434,200
	64	295,100	345,700	415,200	434,700
	65	295,800	347,400	416,100	435,000
	66	296,500	348,700	417,000	435,300
	67	297,100	350,000	418,000	435,700
	68	297,700	351,300	419,000	436,100
	69	298,400	352,800	419,800	436,400
	70	299,100	354,300	420,600	436,800
	71	299,700	355,800	421,300	437,100
	72	300,400	357,300	422,100	437,400
	73	300,900	358,600	422,800	437,700
	74	301,500	360,100	423,400	438,000
	75	302,200	361,600	424,100	438,300
	76	302,700	363,000	424,800	438,600
	77	303,300	364,400	425,400	438,800
	78	303,900	365,900	426,100	439,100
	79	304,500	367,400	426,600	439,400
	80	305,100	368,900	427,200	439,600
	81	305,600	370,200	427,600	439,800
	82	306,100	371,500	428,000	440,100
	83	306,700	372,800	428,300	440,400
	84	307,300	374,000	428,500	440,600
	85	307,700	375,200	428,700	440,800
	86	308,100	376,400	429,000	441,100
	87	308,600	377,500	429,300	441,400
	88	309,100	378,600	429,500	441,600
	89	309,500	379,600	429,700	441,800
	90	310,000	380,700	430,000	442,100
	91	310,400	381,800	430,300	442,400
	92	310,900	382,900	430,500	442,600

93	311, 200	384, 000	430, 700	442, 800
94	311, 700	385, 100	431, 000	
95	312, 200	386, 100	431, 300	
96	312, 600	387, 200	431, 500	
97	312, 900	388, 200	431, 700	
98	313, 300	389, 200	432, 000	
99	313, 700	390, 100	432, 300	
100	314, 100	391, 000	432, 500	
101	314, 500	391, 800	432, 700	
102	314, 800	392, 800	433, 000	
103	315, 100	393, 600	433, 300	
104	315, 400	394, 500	433, 500	
105	315, 600	395, 300	433, 700	
106	315, 900	396, 200	434, 000	
107	316, 200	397, 100	434, 300	
108	316, 400	398, 000	434, 500	
109	316, 600	398, 800	434, 700	
110	316, 800	399, 800		
111	317, 100	400, 700		
112	317, 400	401, 600		
113	317, 600	402, 200		
114	317, 800	403, 100		
115	318, 000	404, 000		
116	318, 300	404, 900		
117	318, 600	405, 700		
118	318, 800	406, 400		
119	319, 100	407, 200		
120	319, 400	408, 000		
121	319, 600	408, 600		
122	319, 800	409, 300		
123	320, 000	410, 000		
124	320, 300	410, 600		
125	320, 600	411, 200		
126	320, 800	411, 900		
127	321, 100	412, 400		
128	321, 300	413, 000		
129	321, 500	413, 600		
130	321, 800	414, 200		
131	322, 100	414, 700		
132	322, 300	415, 200		
133	322, 500	415, 500		
134	322, 800	415, 800		
135	323, 100	416, 000		
136	323, 300	416, 300		
137	323, 500	416, 600		
138		416, 900		
139		417, 200		
140		417, 500		

	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
	158		422,200			
	159		422,500			
	160		422,700			
	161		422,900			
	162		423,200			
	163		423,500			
	164		423,700			
	165		423,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2

第 5 条第 1 項の給料表

号給	給 料 月 額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第 5 条第 2 項の給料表

号給	給 料 月 額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

別表第 3

号給	給 料 月 額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

参 考 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和7年県職員給与等実態調査の概要	(1)
第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	(2)
第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	(3)
第3表 職員の適用給料表別平均給与月額	(4)
第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額	(6)
第5表 職員の扶養親族数別人員	(6)
第6表 職員の管理職手当の支給状況	(6)
第7表 職員の地域手当の支給状況	(7)
第8表 職員の住居手当の支給状況	(7)
第9表 職員の通勤手当の支給状況	(7)
第10表 職員の単身赴任手当の支給状況	(7)
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員	(8)

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	(26)
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	(28)
第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	(29)
第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	(30)
第15表 民間における初任給の改定状況	(39)
第16表 民間における給与改定の状況	(40)
第17表 民間における住宅手当の支給状況	(41)
第18表 民間における通勤手当の支給状況	(42)
第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	(43)
第20表 民間における定年制の状況	(44)
第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	(44)
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準…	(44)

3 生計費関係資料

令和7年4月の標準生計費	(45)
第23表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	(45)

1 職員給与関係資料

令和7年県職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった県職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和7年4月における職員の給与等の実態を調査したものである。

2 調査対象

令和7年4月1日に在職する職員で、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号）の適用を受ける職員（1年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、号給、職名、給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及びその他の手当等

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表 \ 区 分	適 用 人 員	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
全 給 料 表	(39,244) 39,077 人	(40.5) 40.3 歳	(18.4) 18.2 年
行 政 職 給 料 表	(8,987) 8,960	(41.0) 40.8	(19.1) 18.9
医 師 職 給 料 表	(39) 37	(43.6) 44.5	(19.2) 19.9
看 護 師 職 給 料 表	(44) 41	(39.8) 39.4	(16.8) 16.4
研 究 職 給 料 表	(344) 334	(42.4) 42.4	(19.9) 19.4
特 定 獣 医 師 職 給 料 表	(67) 68	(40.9) 41.6	(17.5) 17.6
公 安 職 給 料 表	(11,077) 11,110	(39.5) 39.8	(18.4) 18.5
教 育 職 給 料 表 (二)	(5,349) 5,322	(43.5) 43.0	(21.4) 20.3
教 育 職 給 料 表 (三)	(13,330) 13,200	(39.7) 39.3	(16.9) 16.5
特 定 任 期 付 職 員 給 料 表	(7) 5	(41.3) 46.7	(10.2) 13.6

(注) 1 ()内は、令和6年の数値である。

2 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は含まれていない。以下第11表まで同じ。

3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、県職員給与条例付則第38項、警察職員給与条例付則第34項又は学校職員給与条例付則第35項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。以下第11表まで同じ。

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区 分 給料表	学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男 性	女 性
全 給 料 表	% (76.2) 76.5	% (6.0) 5.7	% (17.8) 17.8	% (0.0) 0.0	% (60.9) 60.7	% (39.1) 39.3
行 政 職 給 料 表	(66.9) 66.9	(7.1) 7.0	(25.9) 26.0	(0.1) 0.1	(57.4) 57.1	(42.6) 42.9
医 師 職 給 料 表	(100.0) 100.0	(—) —	(—) —	(—) —	(46.2) 45.9	(53.8) 54.1
看 護 師 職 給 料 表	(15.9) 19.5	(79.6) 75.6	(4.6) 4.9	(—) —	(9.1) 9.8	(90.9) 90.2
研 究 職 給 料 表	(98.5) 98.8	(0.9) 0.6	(0.6) 0.6	(—) —	(74.4) 73.7	(25.6) 26.3
特 定 獣 医 師 職 給 料 表	(100.0) 100.0	(—) —	(—) —	(—) —	(58.2) 58.8	(41.8) 41.2
公 安 職 給 料 表	(54.9) 55.1	(3.7) 3.7	(41.4) 41.2	(0.0) 0.0	(89.3) 88.8	(10.7) 11.2
教 育 職 給 料 表 (二)	(95.6) 95.7	(3.3) 3.2	(1.1) 1.1	(—) —	(55.3) 55.2	(44.7) 44.8
教 育 職 給 料 表 (三)	(91.8) 92.5	(8.2) 7.5	(—) —	(—) —	(41.6) 41.6	(58.4) 58.4
特 定 任 期 付 職 員 給 料 表	(100.0) 100.0	(—) —	(—) —	(—) —	(71.4) 80.0	(28.6) 20.0

(注) ()内は、令和6年の数値である。

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目 給料表	適用人員	給料月額	給料の調整額		教職調整額		扶養手当		地域手当		初任給調整手当	
		平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額
全給料表	人 39,077	円 346,459	人 8,176	円 1,501 (7,176)	人 16,795	円 5,922 (13,780)	人 16,851	円 10,190 (23,629)	人 39,057	円 19,972 (19,983)	人 285	円 415 (56,906)
行政職給料表	8,960	329,295	3,606	1,902 (4,727)	-	-	3,094	7,428 (21,509)	8,956	18,806 (18,814)	206	672 (29,241)
医師職給料表	37	485,608	10	2,845 (10,525)	-	-	12	5,992 (18,475)	37	87,509 (87,509)	34	230,168 (250,476)
看護師職給料表	41	319,154	33	11,744 (14,591)	-	-	6	3,493 (23,867)	41	18,125 (18,125)	-	-
研究職給料表	334	379,928	13	392 (10,075)	-	-	151	11,440 (25,304)	334	21,827 (21,827)	3	246 (27,400)
特定獣医師職給料表	68	349,437	68	22,057 (22,057)	-	-	27	7,616 (19,181)	68	20,875 (20,875)	42	23,472 (38,002)
公安職給料表	11,110	347,568	1,201	387 (3,583)	-	-	7,324	17,080 (25,909)	11,110	19,792 (19,793)	-	-
教育職給料表(二)	5,322	370,427	1,496	3,044 (10,830)	4,953	13,546 (14,555)	2,103	8,719 (22,064)	5,322	21,552 (21,552)	-	-
教育職給料表(三)	13,200	346,305	1,749	1,432 (10,807)	11,842	12,071 (13,455)	4,134	6,876 (21,955)	13,184	20,042 (20,066)	-	-
特定任期付職員給料表	5	457,200	-	-	-	-	-	-	5	24,689 (24,689)	-	-

(注) 平均額の欄中、()内は受給職員の平均額を示す。

住居手当		通勤手当		単身赴任手当		管理職手当		義務教育等教員 特別手当		へき地手当、 特地勤務手当		産業教育手当、 定時制通信教育手当		合 計
受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	平 均 額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	円
11,483	7,570 (25,761)	35,456	12,071 (13,304)	181	166 (35,845)	2,322	3,796 (63,880)	18,384	2,391 (5,082)	106	27 (9,978)	653	291 (17,387)	410,771
3,129	9,080 (26,002)	8,212	18,438 (20,117)	26	174 (60,077)	631	5,504 (78,161)	-	-	6	4 (6,134)	-	-	391,303
14	10,554 (27,893)	23	15,540 (24,999)	-	-	17	52,489 (114,241)	-	-	-	-	-	-	890,705
18	11,736 (26,733)	37	8,802 (9,754)	-	-	1	1,263 (51,800)	-	-	-	-	-	-	374,317
125	9,843 (26,302)	308	22,319 (24,203)	-	-	35	10,305 (98,334)	-	-	-	-	-	-	456,300
27	10,368 (26,111)	66	33,491 (34,506)	-	-	6	7,468 (84,633)	-	-	-	-	-	-	474,784
2,103	4,981 (26,313)	9,598	12,348 (14,294)	154	440 (31,740)	95	892 (104,285)	-	-	2	4 (21,066)	-	-	403,492
1,808	8,713 (25,647)	4,961	11,622 (12,467)	1	7 (38,000)	305	3,387 (59,092)	5,300	5,251 (5,273)	-	-	653	2,133 (17,387)	448,401
4,259	8,173 (25,331)	12,246	7,323 (7,893)	-	-	1,232	4,935 (52,871)	13,084	4,960 (5,004)	98	74 (9,987)	-	-	412,191
-	-	5	26,948 (26,948)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	508,837

第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額

給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合 計
円	円	円	円	円	円	円
334,501	7,803	19,078	9,266	6,157	99	376,904

- (注) 1 民間給与との比較を行う職員は、行政職給料表適用職員のうち、福祉職及び海事職の職員、医療技術職員等、本年度の新規学卒の採用者等を除く職員である(職員数 7,639名 平均年齢 41.4歳 平均経験年数 19.6年)。
2 給料には、給料の調整額を含む。
3 その他は、単身赴任手当及びへき地手当である。

第5表 職員の扶養親族数別人員

区 分 扶養親族数	該 職 員 数	うち扶養親族 である配偶者 を 有 す る 職 員	うち扶養親族 である子を有 す る 職 員	うち特定期間 の子を有する 職 員	うち配偶者、 子以外の扶養 親族を有する 職 員
1 人	4,831	1,286	3,310	1,136	235
2 人	5,943	1,834	5,887	2,059	96
3 人	4,418	2,852	4,416	1,589	50
4 人	1,392	1,203	1,391	539	35
5 人	234	214	234	105	13
6人以上	33	30	33	20	3
合 計	16,851	7,419	15,271	5,448	432

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
2 この表でいう特定期間とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。
3 受給職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.2人である。

第6表 職員の管理職手当の支給状況

機関等	区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受 給 職員計	受 給 職 員 1 人 当 たり 支 給 月 額
本 庁 ・ 出 先 機 関		本庁の 部 長	本庁の 次 長	本庁の 課 長	本庁の 副課長	出先の 副所長			
公 立 学 校					校 長	校 長	副校長 教 頭 事務長		
受 給 職 員 数		人 37	人 109	人 284	人 189	人 744	人 959	人 2,322	円 63,880

第7表 職員の地域手当の支給状況

支給割合	20%	16%		15%	5.4%		計
地域区分	東京都特別区	大阪市	横浜市	東京都府中市	福岡市	福岡市を除く福岡県内の地域	
人 員 (構成比)	43 (0.1%)	8 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	10,492 (26.9%)	28,512 (73.0%)	39,057 (100.0%)
職員1人 当たり 支給月額	66,375	61,766	47,648	61,305	19,640	20,024	19,983

第8表 職員の住居手当の支給状況

区 分	借 家 ・ 借 間 に お け る 家 賃 等 の 月 額			計
	27,000円以下	27,000円を超え 61,000円未満	61,000円以上	
受 給 職 員 数	25	5,814	5,644	11,483
割 合	0.2	50.6	49.2	100.0

(注) 受給職員数には、単身赴任手当受給職員で配偶者等の住居手当を受給している職員14人を含む。

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	交 通 機 関 等 利 用 者	交 通 用 具 使 用 者	交 通 機 関 等 ・ 交 通 用 具 併 用 者	計
受 給 職 員 数	8,858	24,549	2,049	35,456
割 合	25.0	69.2	5.8	100.0

第10表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給職員 計	受給職員 1人当たり 支給月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km 以上		
受給職員 数	139	19	1	5	—	2	15	—	—	—	—	181	35,845

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

その1 行政職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2				1			1		16	
3								2		
4								9	1	
5			2					23		
6			1	1				45		
7			1	2						
8				1						
9	57		5	2					12	
10	9		2							
11	5		2	1						
12	31		1							
13	10	1	1	1						
14	19	4	2	1						
15	7	1	2	3						
16	36	2	2							
17	19	11	4	3						
18	15	3	11	2						
19	10	5	4	2						
20	30	6	5	1						
21	28	46	5	2						
22	26	17	2	2						
23	14	28	3	2						
24	29	16	3	3		1				
25	16	120	2							
26	15	30	4	2						
27	28	56	3	3						
28	27	29	3	2		1				
29	117	80	3	2			1			
30	55	65	5	1						
31	16	54	6	2						
32	111	40	5	4			1			
33	29	62	5	6						
34	45	62	3	6			3			
35	31	57	3	7						
36	114	51	4	9			1			
37	49	67	3	5						
38	68	60	9	7		3	1			
39	51	47	3	12		1				
40	95	45	10	10		2				
41	56	72	14	10		2	3			
42	45	46	5	6		2	5			
43	32	47	8	9		2	134			
44	97	41	10	10		2	61			
45	55	70	10	10		1	2			
46	49	29	9	13		2	4			
47	44	42	17	12		1	51			
48	57	33	15	12		2	23			
49	52	70	18	10		10	3			
50	27	39	15	15		2	8			
51	35	46	18	11		4	38			
52	34	53	12	7		6	19			
53	13	63	28	14		11	3			
54	13	37	25	13		9	5			
55	2	55	17	10		12	37			
56	11	34	16	6		14	9			
57	1	81	29	16		9	3			
58	1	24	34	22		48	8			
59		50	24	18		29	24			
60	3	36	11	13		29	4			

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
61		49	18	18		59	3			
62		20	18	14		49	2			
63		27	17	15		44	15			
64	2	17	9	17		62	1			
65	2	22	16	28		34	3			
66	1	12	18	32		34	3			
67		17	18	26		64	3			
68		32	18	28		65	1			
69		8	23	26		44				
70		9	28	22		40	1			
71		9	23	16		26	2			
72		19	15	24		33	3			
73		21	26	16		43	19			
74		7	13	22		26				
75		5	20	16		37				
76	2	10	19	23		42				
77		6	17	24		26				
78		6	8	66		29				
79		3	15	50		35				
80		1	18	86		32				
81		1	23	39		14				
82		1	22	30		25				
83		1	21	26		19				
84		3	21	21		18				
85		4	28	20		9				
86		1	20	15		12				
87		1	19	15		14				
88			28	9		7				
89			24	12		11				
90		1	25	20		1				
91		1	10	21		17				
92		2	15	20		2				
93		3	10	28		2				
94		1	10	15		1				
95			9	14		1				
96			15	9		2				
97			11	15		4				
98			13	3						
99		2	15	9						
100			17	5						
101		1	16	4						
102			20	6						
103		2	14	8						
104			16	3						
105			11	6						
106			22	2						
107			5	8						
108		1	14	6						
109		1	14	6						
110			22							
111			9	1						
112			14	1						
113			12	3						
114			16	1						
115			10							
116		1	13							
117			13							
118		1	9							
119			11	1						
120		1	9	1						

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
121		1	11	2						
122		1	11							
123			9	1						
124		1	11							
125		1	16							
126			12	1						
127			10							
128			13							
129			11							
130		1	9							
131			7							
132			10							
133			15							
134			2							
135			7							
136			10							
137			1							
138										
139			2							
140			2							
141										
142										
143			1							
144										
145										
146			1							
147										
148										
149										
150										
151										
152			1							
153										
154										
155			1							
156										
157										
158			1							
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										
166										
167										
168										
計	1,846	2,368	1,621	1,321	0	1,188	508	79	29	0

適用職員数	8,960人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。以下本表の各表について同じ。

また、上表の太破線は、行政職特例号給表の当該級における最高号給を示している。

その2 医師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				3
6		1		2
7				2
8				11
9				
10		1		
11				
12				
13				
14		3		
15				
16				
17		1		
18	2			
19				
20	1		1	
21				
22	5			
23				
24				
25				
26				
27				
28	1			
29				
30				
31				
32				
33	1			
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44		1		
45				
46				
47		1		
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	10	8	1	18

適用職員数	37人
-------	-----

その3 看護師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6
人	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12			2			
13						
14						
15		1	2			
16		1	1			
17						
18						
19						
20		1				
21		1				
22						
23			1			
24						
25						
26						
27						
28			1			
29						
30		1	1			
31						
32		2				
33		1				1
34		2				
35						
36		1	3			
37						
38						
39						
40		1				
41						
42				1		
43						
44						
45						
46						
47						
48			2			
49						
50						
51						
52						
53						
54				1		
55						
56			1			
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						1
66						
67				1		
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74				2		
75						
76						
77				1		
78						
79						
80					1	
81						
82						
83						
84						
85						
86					1	
87				1		
88				1		

級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97				1		
98						
99						
100						
101						
102						
103				1		
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112				1		
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	12	14	11	2	2

適用職員数	41人
-------	-----

その4 研究職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	特4	5
	人	人	人	人	人	人
1						13
2						9
3						9
4						3
5						1
6						3
7			1			
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18				1		
19						
20						
21		2	1		1	
22			1			
23				1		
24				1	1	
25		2	2			
26					1	
27			2			
28						
29	2	1	1			
30				1	2	
31				4	1	
32	4				1	
33		4	2		2	
34	1	2		1	2	
35		1		2	1	
36	6	1		1		
37	2		4	3		
38	1	1	2	2		
39		2	3	2		
40	7		1	1		
41	3	2	2			
42	3	2	2	2		
43	1		1	1		
44	7	1	1	1		
45	1	4	5	1		
46	1	2	1			
47				1		
48	3			2		
49	3	6	2			
50		2	2	1		
51				1		
52	3		1			
53		3	3			
54	1					
55		1	1			
56	1	3	2	1		
57	1	3				
58			1	1		
59	1	1	2	1		
60	1	3				
61		6		3		
62			1	3		
63		2		1		
64	1		1	1		
65			1	2		
66		1				
67		1	1			
68		2		2		
69		4		3		
70		4	1			
71				2		
72		4		2		
73		5	1	37		
74						
75						
76		1				

級 号給	1	2	3	4	特4	5
	人	人	人	人	人	人
77			1			
78						
79						
80			1			
81		1	4			
82						
83		1				
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99		1				
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計	54	83	58	89	12	38

適用職員数	334人
-------	------

その5 特定獣医師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							1
4							
5							
6							
7							
8							
9		1					
10			1				
11							
12							
13							
14						1	
15						4	
16						1	
17							
18		1					
19		1					
20		2					
21		1					
22							
23		1					
24		1					
25							
26		4					
27							
28							
29							
30							
31	1						
32							
33	1	2					
34	1						
35							
36	1	1					
37	1						
38	5	1					
39		1	1				
40		1					
41							
42		2	1				
43					1		
44							
45					1		
46		1	2				
47		1					
48					1		
49							
50			1				
51							
52					1		
53					2		
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60			1				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61					1		
62	1						
63					1		
64			1	1			
65							
66			1				
67				1			
68			1	1			
69			2				
70				1			
71							
72							
73				1			
74				1			
75							
76							
77				1			
78				1			
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
計	11	22	12	8	8	6	1

適用職員数	68人
-------	-----

その6 公安職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2				1					2
3				3					
4									
5				1					
6									
7	53								
8	20								
9	11								
10	47								
11	7								5
12	17				1				72
13	19		1						
14	9			1					
15	4		1	1					
16	42								
17	12	2	1	1	1				
18	21		5	2	1				
19	17		2	4	1				
20	44	3	4	2					
21	121	1	9	4	1				
22	32		5	1	1				
23	32	1	6	2	2				
24	111	3	3	2					
25	29	17	5	1	1				
26	30	48	6	2	1				
27	22	23	14	7	1				
28	73	47	13	7	1				
29	51	27	7	5	3				
30	60	81	17	7	1				
31	33	42	13	9	2		1		
32	42	43	17	7	2				
33	26	42	14	8	2		1		
34	11	80	14	13	1			3	
35	10	44	19	11	3			3	
36	12	59	12	16			3	7	
37	9	36	18	11	28		1	10	
38	12	83	21	11	36		2	11	
39	6	49	19	15	27		4	13	
40	7	27	16	13	32		3	3	
41		25	12	9	39		2	9	
42	3	57	21	15	37		3	10	
43	1	52	19	18	45		5	7	
44	1	52	20	15	43		7	5	
45		42	26	43	35		11	6	
46	1	53	32	54	32		3	5	
47	1	43	28	66	38		17	10	
48		40	31	59	41		8	8	
49		35	51	63	37		17	7	
50		46	71	61	51		33	7	
51		41	75	59	47		9	7	
52	1	35	85	57	43		14	11	
53		38	52	57	53		15	8	
54	1	48	79	60	40		9	6	
55		38	77	74	59		12	12	
56		45	83	76	39		9	3	
57		31	61	75	46		11	3	
58		55	66	69	48		12	5	
59		37	66	73	47		4	2	
60		36	63	68	49		11	7	
61			68	73	43		7	5	
62			89	86	38		12	2	
63		1	71	77	43		3	2	
64			72	84	42		6		
65			34	45	43		1		
66			37	48	42		3		
67			25	57	42		1		
68			33	52	44		4		
69			17	44	35		1		
70			27	65	35		2		
71			14	56	30		2		
72			15	42	38				
73			22	63	28		2		
74			26	47	46		1		
75			18	53	24				
76			20	50	42		2		

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			23	50	36		2		
78			25	61	25		3		
79			18	43	30		3		
80			18	54	34		5		
81			14	55	31				
82			15	55	38		3		
83			11	49	23		3		
84			24	51	29		2		
85			18	30	36				
86			9	29	21		2		
87			14	30	34		7		
88			10	39	34		3		
89			13	32	270		3		
90			9	36			3		
91			10	25			1		
92			10	14			2		
93			8	21			13		
94			9	17					
95			6	8					
96			8	25					
97			5	14					
98			10	19					
99			5	16					
100			6	19					
101			6	19					
102			4	24					
103			2	18					
104			7	21					
105			4	18					
106			2	20					
107			1	13					
108			4	12					
109			3	17					
110			2	17					
111			1	15					
112			2	10					
113			1	10					
114			1	12					
115			1	11					
116			1	10					
117			1	10					
118			2	11					
119			2	19					
120			1	10					
121				12					
122			1	6					
123			1	11					
124			1	12					
125			1	3					
126				9					
127				3					
128			1	1					
129			1	2					
130									
131				1					
132			2	1					
133			1	4					
134									
135									
136									
137		1	1						
138									
139									
140									
141			2						
142									
143									
144									
145									
計	1,061	1,609	2,226	3,335	2,274	0	329	197	79

適用職員数	11,110人
-------	---------

その7 教育職給料表（二）適用職員

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		42			
6		6			4
7		66			2
8		1			1
9		8			7
10		1			7
11		58			7
12		1			11
13		12			3
14		2			8
15		57			13
16		23			16
17		14			13
18		11			7
19		72			5
20		3			6
21		23			1
22		5			7
23		96	1		4
24		5			2
25		27			1
26		6			1
27		77			1
28		5	1		
29		26	1		2
30		13			1
31		81	1	1	
32	4	10	1		
33		26		1	
34		10		2	
35		102	1	1	
36	1	8	2	4	
37		33	6	3	
38		16	1	6	
39		92	1	2	
40		10	3	8	
41		35	5	9	
42		18	5	11	
43		94	1	7	
44	2	6	3	9	
45	2	31	7	8	
46		12	1	9	
47		109	5	11	
48		8	5	14	
49	1	36	5	6	
50		21	2	7	
51	2	100	5	11	
52	2	19	4	17	
53		40	8	8	
54	2	26	2	13	
55	3	75	1	10	
56		19	3	8	
57	3	41	7	4	
58	1	24	8	8	
59	1	77	6	6	
60		28	5	2	
61	1	53	5	2	
62	1	28	2	1	
63		62	10	4	
64		24	5	1	
65		34	7	2	
66	1	20	8	2	
67		62	3	2	
68	2	21	4	1	
69	1	39	6		
70	1	17	3	1	
71	2	60	10	2	
72		17	2		
73		40	8		
74		24	6		
75		42	5		
76		21	5		
77		25	5		
78	1	12	7		
79	3	42	9		
80	2	18	6		
81	1	37	10		
82		25	8		
83	1	28	7		
84		25	3		
85	3	25	7		
86	1	18	5		
87	2	32	4		
88					

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89	2	23	3		
90	1	30	7		
91	1	24	9		
92	2	37	5		
93		22	5		
94	1	24	3		
95	4	16	2		
96	1	27	11		
97		18	1		
98		27	6		
99		17	5		
100	2	25	9		
101	1	16	4		
102		13	6		
103		15	8		
104	2	19	11		
105	1	21	4		
106		23	6		
107		17	5		
108		27	1		
109	1	19	8		
110		21			
111	1	20			
112	2	29			
113	1	20			
114	2	22			
115	1	13			
116	1	22			
117		13			
118		23			
119		15			
120		24			
121	1	22			
122	1	25			
123	1	13			
124	1	30			
125	2	25			
126		23			
127		23			
128		35			
129		25			
130		37			
131		20			
132	1	31			
133		27			
134	2	50			
135	1	28			
136	1	56			
137	1	48			
138		62			
139		63			
140		83			
141		75			
142		67			
143	1	59			
144		47			
145		42			
146		15			
147		13			
148		6			
149		2			
150					
151		1			
152		1			
153		41			
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	87	4,495	386	224	130

適用職員数	5,322人
-------	--------

その8 教育職給料表（三）適用職員

級 号給	1	2	特2	3	4
人	人	人	人	人	人
1					7
2					6
3					17
4					27
5					77
6		10			69
7					47
8		1			27
9		5			51
10					46
11					22
12		1			13
13		7			47
14					32
15		1	2		3
16		423			6
17		13	2		36
18		27	1		8
19		404			12
20		6			7
21		44	2		6
22		9	1		3
23		393	2		7
24		5	2		2
25		50	9		1
26		21	3		5
27		369	5	1	
28		17	2		
29		55	6		
30		24	1		1
31		357	5		
32		12	2	1	
33		82	11		
34		22	5	1	
35		389	8		
36		13	5	1	
37		75	11		
38		42	4	2	
39		368	14		
40		17	8	3	
41		88	10		
42		36	13		
43		309	12	1	
44		17	12	4	
45		81	15	5	
46		35	9	3	
47		310	16	5	
48		24	15	7	
49		77	7	2	
50		67	15	12	
51		255	23	7	
52		29	10	9	
53		86	21	7	
54		57	12	11	
55		290	16	11	
56		24	10	17	
57		78	14	17	
58		74	10	12	
59		241	16	17	
60		22	7	14	
61		88	14	27	
62		84	11	29	
63		177	11	37	
64		68	14	23	
65		93	20	26	
66		71	16	22	
67		167	12	45	
68		89	5	19	
69		96	7	22	
70		70	8	20	
71		131	9	50	
72		52	6	9	
73		104	6	12	
74		79	7	11	
75		106	8	50	
76		68	5	7	
77		108	8	12	
78		60	9	11	
79		97	12	33	
80		76	9	5	
81		90	12	7	
82		58	8	7	
83		81	8	11	
84		45	9	3	
85		85	4	3	
86		53	4	5	
87		72	7	10	
88					

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89		45	3		
90		71	6		
91		49	8	1	
92		77	5	1	
93		46	3	3	
94		50	6		
95		53	1		
96		71	6		
97		48	2		
98		55	3		
99		44	8		
100		76	3		
101		32	6		
102		49	4		
103		36	6		
104		66	4		
105		41	2		
106		48	2		
107		41	3		
108		53	1		
109		45	4		
110		56			
111		41			
112		46			
113		29			
114		38			
115		30			
116		37			
117		19			
118		30			
119		39			
120		47			
121		23			
122		39			
123		29			
124		34			
125		31			
126		33			
127		26			
128		41			
129		24			
130		25			
131		17			
132		25			
133		39			
134		35			
135		22			
136		35			
137		21			
138		28			
139		31			
140		31			
141		32			
142		30			
143		40			
144		41			
145		47			
146		74			
147		45			
148		69			
149		74			
150		96			
151		113			
152		127			
153		105			
154		94			
155		97			
156		61			
157		52			
158		33			
159		14			
160		1			
161		3			
162					
163					
164					
165		40			
計	0	11,215	709	691	585

適用職員数	13,200人
-------	---------

その9 特定任期付職員給料表適用職員

号 給	人 員
1	3人
2	
3	
4	2
5	
6	
7	

適用職員数	5人
-------	----

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事業委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本人事業委員会並びに人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会 ほか

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の福岡県内の民間事業所 2,247 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を産業、規模等によって 43 層に層化し、これから 515 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第 12 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、

抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集 計

(1) 調査実人員

行政職相当職種が 16,634 人（うち初任給関係 962 人）であり、その他の職種が 2,028 人（うち初任給関係 39 人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 125,981 人であり、このうち、行政職相当職種は 88,228 人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

6 そ の 他

(1) 表中「－」とあるのは、該当従業員又は該当事業所のないことを示す。

(2) 年齢は令和 7 年 4 月 1 日現在における満年齢である。

(3) 「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、能率給、家族手当、住宅手当、役付手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日出勤手当等月ごとに支給される全ての給与を含めたものをいう。

(4) 「時間外手当」とは、超過勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等きまって支給する給与総額に含まれる実績に応じて支給される全ての手当をいう。

(5) 第 14 表には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規模計	3,000人 以 上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 433	事業所 90	事業所 78	事業所 56	事業所 160	事業所 49
農 業 、 林 業 、 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	41	8	12	5	12	4
製 造 業	125	19	20	16	52	18
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業	93	18	16	15	34	10
卸 売 業 、 小 売 業	49	10	11	7	18	3
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	18	9	1	2	5	1
教 育 、 学 習 支 援 業 、 医 療 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	107	26	18	11	39	13

(注) 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6事業所、調査不能の事業所が76事業所あった。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	238,156	248,586	220,052	219,229
	短 大 卒	225,949	231,752	213,766	* 203,800
	高 校 卒	208,384	212,501	202,798	182,306
新 卒 事 務 員	大 学 卒	231,281	240,342	217,896	* 221,050
	短 大 卒	221,535	* 249,936	205,867	—
	高 校 卒	204,400	* 200,850	* 208,100	x
新 卒 技 術 者	大 学 卒	246,973	257,812	223,577	217,943
	短 大 卒	228,291	227,708	* 231,540	* 203,800
	高 校 卒	209,689	215,763	200,688	182,551
準 新 卒 医 師	大 学 卒	—	—	—	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	—	—	—	—
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	x	x	—	—
新 卒 栄 養 士	大 学 卒	x	x	—	—
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	* 240,742	* 227,931	* 262,250	—
準 新 卒 准 看 護 師	看護高校卒	x	—	x	—
	養成所卒	x	x	—	—
新 卒 研 究 員	大学院修士 課程修了	* 285,491	x	* 240,448	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	—	—	—	—

- (注) 1 「*」は、調査事業所数が5事業所以下、「x」は、調査事業所が1事業所であることを示す。
2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
3 「準新卒」とは、令和6年度中に資格免許を取得し、令和7年4月までの間に採用された者をいう。
ただし、準新卒医師は、令和4年3月又は令和5年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和7年4月までの間に採用された者(令和6年4月採用者を除く)をいう。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計(100人以上)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上及び本表3企業規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	45	53.1	780,463	7,939	772,524		
	短 大 卒	33	52.5	841,130	9,747	831,383		
	高 校 卒	2	56.0	562,073	0	562,073		
	中 学 卒	10	54.4	623,939	3,557	620,382		
	工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	14	55.3	794,566	0	794,566		
	高 校 卒	7	55.9	859,528	0	859,528		
	中 学 卒	2	52.5	612,050	0	612,050		
	事務部長	4	55.3	779,298	0	779,298	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	486	52.9	688,285	12,156	676,129		
	高 校 卒	370	52.7	710,260	11,591	698,669		
	中 学 卒	37	52.5	655,215	12,389	642,826		
	技術部長	79	53.7	600,852	14,691	586,161	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	323	53.2	694,001	5,938	688,063		
	高 校 卒	243	53.2	717,195	7,128	710,067		
	中 学 卒	41	53.1	657,002	1,420	655,582		
	事務部次長	39	53.3	588,375	3,264	585,111	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	125	51.6	612,034	20,876	591,158		
	高 校 卒	92	51.4	626,140	25,113	601,027		
	中 学 卒	11	54.3	593,361	9,091	584,270		
	技術部次長	22	51.0	562,384	9,053	553,331	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	66	52.9	642,965	31,608	611,357		
	高 校 卒	48	52.7	660,982	14,048	646,934		
	中 学 卒	10	53.3	596,750	98,854	497,896		
	事務課長	8	53.8	592,631	52,914	539,717	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	954	49.4	591,033	11,027	580,006		
	高 校 卒	654	48.6	610,018	11,995	598,023		
	中 学 卒	119	50.7	552,602	10,656	541,946		
	技術課長	179	51.5	547,897	7,860	540,037	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	2	49.5	530,350	0	530,350		
	短 大 卒	772	50.0	605,143	13,115	592,028		
	高 校 卒	525	49.3	623,728	14,313	609,415		
	中 学 卒	96	51.1	597,919	10,455	587,464		
	事務課長	150	51.4	545,466	10,712	534,754	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	772	50.0	605,143	13,115	592,028		
	高 校 卒	525	49.3	623,728	14,313	609,415		
	中 学 卒	96	51.1	597,919	10,455	587,464		

(注)「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 248	歳 46.5	円 527,823	円 38,709	円 489,114	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2企業規模500人以上及び本表3企業規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	156	45.0	529,194	39,779	489,415		
	短 大 卒	31	50.4	490,372	44,173	446,199		
	高 校 卒	60	48.6	543,952	33,748	510,204		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	191	48.2	559,321	38,905	520,416		
	大 学 卒	118	47.2	551,288	43,692	507,596		
	短 大 卒	20	48.2	601,314	29,177	572,137		
	高 校 卒	52	50.2	565,305	32,529	532,776		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	1,324	45.0	469,977	53,901	416,076	係の長及び係長級専門職	同 上
	大 学 卒	736	42.8	468,384	56,731	411,653		
	短 大 卒	141	48.7	458,336	51,019	407,317		
	高 校 卒	425	47.4	477,088	50,373	426,715		
	中 学 卒	22	45.5	460,473	45,830	414,643		
	技術係長	963	45.8	506,863	64,718	442,145		
	大 学 卒	534	43.9	529,332	72,634	456,698		
	短 大 卒	94	48.1	469,397	52,574	416,823		
	高 校 卒	333	48.3	481,725	55,167	426,558		
	中 学 卒	2	40.5	454,107	112,367	341,740		
	事務主任	1,274	42.5	415,304	45,581	369,723	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
	大 学 卒	725	39.7	422,599	49,904	372,695		
	短 大 卒	178	47.3	376,463	30,948	345,515		
	高 校 卒	335	45.7	413,958	42,357	371,601		
	中 学 卒	36	44.9	472,976	60,882	412,094		
	技術主任	1,008	42.8	467,131	67,392	399,739		
	大 学 卒	512	39.9	458,537	67,484	391,053		
	短 大 卒	121	44.1	440,586	67,119	373,467		
	高 校 卒	373	46.2	488,050	67,318	420,732		
	中 学 卒	2	41.0	371,931	74,485	297,446		
	事務係員	4,289	38.2	338,043	39,392	298,651		同 上
	大 学 卒	2,253	34.7	352,076	44,715	307,361		
	短 大 卒	667	43.9	325,461	33,050	292,411		
	高 校 卒	1,314	40.9	318,624	33,457	285,167		
	中 学 卒	55	45.3	379,698	39,982	339,716		
	技術係員	2,757	34.4	378,912	56,603	322,309		
	大 学 卒	1,581	32.2	392,344	62,964	329,380		
	短 大 卒	317	35.8	357,183	50,566	306,617		
	高 校 卒	856	38.0	362,145	47,087	315,058		
	中 学 卒	3	46.3	380,733	57,147	323,586		

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事務・技術 関係職種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9 級
	大 学 卒	42	53.1	788,253	8,505	779,748		
	短 大 卒	30	52.5	858,103	10,721	847,382		
	高 校 卒	2	56.0	562,073	0	562,073		
	中 学 卒	10	54.4	623,939	3,557	620,382		
	—	—	—	—	—	—		
	工場長	11	55.7	857,247	0	857,247	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	6	56.7	919,699	0	919,699		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	3	54.0	811,193	0	811,193		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務部長	338	52.7	727,684	14,090	713,594	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	262	52.5	749,578	14,809	734,769		
	短 大 卒	27	52.5	680,343	11,541	668,802		
	高 校 卒	49	53.9	636,709	11,658	625,051		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	228	53.7	747,229	6,216	741,013		
	大 学 卒	183	53.8	759,264	6,753	752,511		
	短 大 卒	25	54.0	725,589	2,171	723,418		
	高 校 卒	20	53.1	664,158	6,360	657,798		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務部次長	62	52.0	693,690	19,522	674,168	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	
	大 学 卒	50	51.2	700,437	24,207	676,230		
	短 大 卒	7	56.9	642,893	0	642,893		
高 校 卒	5	53.0	697,335	0	697,335			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
技術部次長	44	53.3	675,166	2,141	673,025			
大 学 卒	36	53.6	690,953	1,810	689,143			
短 大 卒	3	51.0	571,098	9,695	561,403			
高 校 卒	5	52.6	623,944	0	623,944			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事務課長	772	49.4	612,990	10,681	602,309	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大 学 卒	535	48.5	633,529	11,464	622,065			
短 大 卒	95	50.7	567,906	10,712	557,194			
高 校 卒	141	51.8	565,884	7,767	558,117			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技術課長	619	50.2	629,625	13,417	616,208			
大 学 卒	439	49.6	642,980	14,974	628,006			
短 大 卒	84	51.8	607,014	5,894	601,120			
高 校 卒	95	51.8	589,339	13,013	576,326			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 179	歳 46.7	円 566,071	円 39,091	円 526,980	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 5級、6級
	大 学 卒	112	45.2	564,728	39,663	525,065		
	短 大 卒	22	49.8	522,194	48,756	473,438		
	高 校 卒	44	48.7	592,768	33,692	559,076		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	140	48.1	597,051	39,903	557,148		
	大 学 卒	86	46.8	579,286	42,537	536,749		
	短 大 卒	16	48.3	632,542	26,039	606,503		
	高 校 卒	38	50.9	622,312	39,778	582,534		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	1,002	45.2	494,929	56,775	438,154	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大 学 卒	554	43.0	492,756	60,245	432,511		
	短 大 卒	96	48.6	484,950	54,010	430,940		
	高 校 卒	331	47.9	503,150	52,323	450,827		
	中 学 卒	21	45.3	468,281	48,012	420,269		
	技術係長	768	45.8	529,225	70,306	458,919		
	大 学 卒	461	43.9	546,762	77,405	469,357		
	短 大 卒	77	48.7	484,439	55,103	429,336		
	高 校 卒	230	48.5	509,069	61,169	447,900		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	985	42.8	434,984	47,421	387,563	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	大 学 卒	571	40.0	438,092	50,272	387,820		
	短 大 卒	132	47.9	396,483	32,626	363,857		
	高 校 卒	247	46.4	442,254	46,598	395,656		
	中 学 卒	35	44.9	478,187	62,527	415,660		
	技術主任	829	43.2	489,165	73,877	415,288		
	大 学 卒	416	40.5	479,059	72,640	406,419		
	短 大 卒	107	44.0	453,963	73,119	380,844		
	高 校 卒	305	46.6	515,438	75,606	439,832		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務係員	2,847	38.5	360,697	45,620	315,077		行政職 1級
	大 学 卒	1,542	35.0	372,590	50,657	321,933		
	短 大 卒	444	44.2	341,185	35,856	305,329		
	高 校 卒	810	41.8	347,095	41,666	305,429		
	中 学 卒	51	45.4	387,005	41,087	345,918		
	技術係員	1,927	33.6	397,401	63,760	333,641		
	大 学 卒	1,142	31.9	414,358	71,551	342,807		
	短 大 卒	221	35.8	376,402	59,115	317,287		
	高 校 卒	562	36.0	371,158	49,679	321,479		
	中 学 卒	2	49.0	410,350	85,721	324,629		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支 店(社)の長 (取締役兼任者を除 く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	3	52.7	671,395	0	671,395		
	短 大 卒	3	52.7	671,395	0	671,395		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工場長	3	53.7	564,737	0	564,737	構成員50人以上の工 場の長 (取締役兼任者を除 く。)	
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	148	53.2	598,305	7,737	590,568	2 課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記部 の長と同等と認めら れる部の長及び部長 級専門職 (取締役兼任者を除 く。)	
	大 学 卒	108	53.1	614,878	3,786	611,092		
	短 大 卒	10	52.6	587,370	14,678	572,692		
	高 校 卒	30	53.4	542,285	19,645	522,640		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	95	51.8	566,252	5,268	560,984		
	大 学 卒	60	51.3	588,885	8,274	580,611		
	短 大 卒	16	51.8	549,835	246	549,589		
	高 校 卒	19	53.6	508,604	5	508,599		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務部次長	63	51.2	531,675	22,210	509,465	前記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長－課長 間)	
	大 学 卒	42	51.6	537,691	26,192	511,499		
	短 大 卒	4	49.8	506,681	25,000	481,681		
	高 校 卒	17	50.5	522,693	11,716	510,977		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	22	52.0	578,561	90,540	488,021			
大 学 卒	12	49.8	571,068	50,761	520,307			
短 大 卒	7	54.3	607,744	137,065	470,679			
高 校 卒	3	55.7	540,443	141,103	399,340			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事務課長	182	49.6	497,897	12,492	485,405	2 係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職	行政職 5級、6級	
大 学 卒	119	49.1	504,316	14,380	489,936			
短 大 卒	24	50.5	492,024	10,433	481,591			
高 校 卒	38	50.6	481,159	8,205	472,954			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技術課長	153	48.9	506,097	11,896	494,201			
大 学 卒	86	47.9	525,455	10,940	514,515			
短 大 卒	12	46.8	534,249	42,382	491,867			
高 校 卒	55	50.8	469,685	6,737	462,948			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	69	46.2	428,599	37,717	390,882		
	短 大 卒	44	44.4	438,744	40,076	398,668		
	高 校 卒	9	51.8	412,586	32,972	379,614		
	中 学 卒	16	48.2	409,707	33,900	375,807		
		—	—	—	—	—		
	技術課長代理	51	48.6	455,748	36,165	419,583		
	大 学 卒	32	48.4	476,045	46,799	429,246		
	短 大 卒	4	47.8	476,400	41,725	434,675		
	高 校 卒	14	48.4	410,574	12,855	397,719		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	322	44.2	392,330	44,959	347,371	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大 学 卒	182	42.3	394,198	46,038	348,160		
	短 大 卒	45	48.8	401,558	44,637	356,921		
	高 校 卒	94	45.6	385,317	43,506	341,811		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	195	46.0	418,793	42,710	376,083		
	大 学 卒	73	43.9	419,261	42,505	376,756		
	短 大 卒	17	45.8	401,265	41,117	360,148		
	高 校 卒	103	47.7	420,668	41,765	378,903		
	中 学 卒	2	40.5	454,107	112,367	341,740		
	事務主任	289	41.3	348,229	39,310	308,919	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
	大 学 卒	154	38.7	365,155	48,540	316,615		
	短 大 卒	46	45.5	319,012	26,131	292,881		
	高 校 卒	88	43.7	334,535	30,455	304,080		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術主任	179	40.8	365,088	37,364	327,724		
	大 学 卒	96	37.3	369,607	45,142	324,465		
	短 大 卒	14	45.3	338,348	21,262	317,086		
	高 校 卒	68	44.7	365,207	30,145	335,062		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務係員	1,442	37.4	293,315	27,094	266,221		行政職 1級
	大 学 卒	711	34.2	307,586	31,828	275,758		
	短 大 卒	223	43.1	294,155	27,462	266,693		
	高 校 卒	504	39.5	272,865	20,263	252,602		
	中 学 卒	4	44.0	286,532	25,888	260,644		
	技術係員	830	36.5	335,986	39,986	296,000		
	大 学 卒	439	32.9	335,077	40,627	294,450		
	短 大 卒	96	35.9	312,942	30,888	282,054		
	高 校 卒	294	41.9	344,917	42,135	302,782		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支 店(社)の長 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工 場の長 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	23	51.9	525,815	2,712	523,103	2 課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記部 の長と同等と認めら れる部の長及び部長 級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	14	51.9	529,991	1,933	528,058	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	8	52.6	516,432	4,414	512,018	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	13	51.7	540,515	172	540,343	前記部長に事故等の あるときの職務代行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長 間)
	大 学 卒	4	50.0	605,358	140	605,218	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	8	52.6	496,846	210	496,636	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	4	52.8	433,175	0	433,175	2 係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職
	大 学 卒	2	57.0	495,000	0	495,000	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術部次長	—	—	—	—	—	2 係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長	40	50.5	409,527	16,153	393,374	2 係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職
	大 学 卒	16	47.6	423,641	11,269	412,372	
	短 大 卒	2	53.5	384,450	0	384,450	
	高 校 卒	22	52.2	401,541	21,173	380,368	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長	29	47.2	476,512	6,705	469,807	2 係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職
	大 学 卒	14	46.5	478,680	5,818	472,862	
	短 大 卒	3	45.3	476,967	0	476,967	
	高 校 卒	11	48.7	469,738	224	469,514	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等の あるときの職務代行 者 課長に直属し部下に 係長等の役職者を有 する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認め られる課長代理及び 課長代理級専門職 中間職（課長－係長 間）
	大 学 卒	4	48.3	400,382	16,605	383,777	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	4	48.3	400,382	16,605	383,777	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	3	49.0	422,706	29,802	392,904	
	大 学 卒	2	52.0	405,496	0	405,496	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	79	45.5	358,006	39,664	318,342	係の長及び係長級専 門職
	大 学 卒	35	43.0	375,603	44,223	331,380	
	短 大 卒	9	48.0	347,788	42,886	304,902	
	高 校 卒	35	47.3	343,036	34,277	308,759	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術係長	46	43.8	382,665	45,820	336,845	
	大 学 卒	20	43.5	387,650	43,012	344,638	
	短 大 卒	5	44.4	356,953	24,173	332,780	
	高 校 卒	21	44.0	384,040	53,649	330,391	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務主任	68	43.4	303,361	25,518	277,843	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に 直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業 所において、職能資 格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長－係員 間）
	大 学 卒	29	39.4	295,223	22,592	272,631	
	短 大 卒	15	47.2	305,558	29,265	276,293	
	高 校 卒	23	46.4	309,914	25,047	284,867	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	45	40.3	342,019	38,771	303,248	
	大 学 卒	17	36.0	313,734	30,259	283,475	
	短 大 卒	12	41.2	336,789	23,746	313,043	
	高 校 卒	15	44.5	371,167	53,070	318,097	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務係員	264	39.3	268,848	24,074	244,774	
	大 学 卒	92	35.7	273,722	23,848	249,874	
	短 大 卒	47	41.9	266,002	19,024	246,978	
	高 校 卒	119	40.7	266,145	26,423	239,722	
	中 学 卒	6	45.7	269,995	20,507	249,488	
	技術係員	215	34.9	307,807	30,326	277,481	
	大 学 卒	102	34.2	316,123	29,448	286,675	
	短 大 卒	57	33.6	306,844	27,405	279,439	
	高 校 卒	54	37.3	290,286	32,361	257,925	
	中 学 卒	2	40.0	384,258	103,443	280,815	

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計(100人以上)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
研究 関係 職種	研 究 所 長	—	—	円 —	円 —	円 —	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	19	50.8	744,747	6,051	738,696	
	研 究 室 (係) 長	10	46.1	462,032	31,718	430,314	
	主 任 研 究 員	40	43.8	536,887	10,749	526,138	
	研 究 員	51	35.5	425,274	31,762	393,512	
医療 関係 職種	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
	医 院 長	5	63.8	1,523,151	0	1,523,151	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者
	副 院 長	12	58.7	1,433,919	254,365	1,179,554	
	医 科 長	46	55.4	1,203,353	185,163	1,018,190	
	医 師	60	44.9	1,081,753	182,639	899,114	
	歯 科 医 師	4	37.3	710,196	8,079	702,117	部下に薬剤師2人以上
	薬 局 長	6	52.5	518,167	40,716	477,451	
	薬 剤 師	54	40.1	397,825	37,832	359,993	
	診 療 放 射 線 技 師	50	42.0	360,827	25,078	335,749	
	臨 床 検 査 技 師	69	36.7	285,361	18,770	266,591	
	栄 養 士	54	32.0	257,712	14,413	243,299	
	理 学 療 法 士	172	33.8	295,811	11,433	284,378	
	作 業 療 法 士	118	36.2	298,543	13,226	285,317	
	総 看 護 師 長	6	57.2	513,609	24,383	489,226	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師 長	93	46.9	394,819	27,879	366,940	
	看 護 師	375	38.6	323,174	29,894	293,280	
	准 看 護 師	142	43.4	278,420	29,454	248,966	
教育 関係 職種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	24	60.6	850,295	2,876	847,419	
	大 学 教 授	116	57.0	671,509	1,690	669,819	
	大 学 准 教 授	87	50.7	559,716	636	559,080	
	大 学 講 師	77	44.2	496,942	1,780	495,162	
	大 学 助 教	53	41.0	474,534	888	473,646	
	高 等 学 校 校 長	2	60.5	704,691	0	704,691	
	高 等 学 校 教 頭	7	54.3	619,758	11,714	608,044	
	高 等 学 校 教 諭	89	45.7	533,927	18,254	515,673	

第15表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計 (100人以上)	% 28.0	% (78.7)	% (21.3)	% (0.0)	% 72.0
	500人以上	30.2	(87.6)	(12.4)	(0.0)	69.8
	100人以上 500人未満	25.7	(67.3)	(32.7)	(0.0)	74.3
	【参考】 50人以上 100人未満	17.8	(56.0)	(44.0)	(0.0)	82.2
高校卒	規模計 (100人以上)	17.3	(76.5)	(23.5)	(0.0)	82.7
	500人以上	17.6	(74.2)	(25.8)	(0.0)	82.4
	100人以上 500人未満	16.9	(79.1)	(20.9)	(0.0)	83.1
	【参考】 50人以上 100人未満	14.9	(100.0)	(0.0)	(0.0)	85.1

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

役職 段階		項目	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
		企業規模				
係員		規 模 計 (100人以上)	% 62.2	% 1.3	% —	% 36.5
		500人以上	70.0	1.1	—	28.9
		100人以上 500人未満	52.5	1.6	—	45.9
		【参考】 50人以上 100人未満	48.1	1.6	—	50.4
課長級		規 模 計 (100人以上)	56.3	2.7	—	41.0
		500人以上	62.8	1.4	—	35.8
		100人以上 500人未満	48.0	4.3	—	47.7
		【参考】 50人以上 100人未満	46.4	1.6	—	52.0

(注) 1 回答のあった本店を対象として集計したものである(その2において同じ。)

2 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とにならない場合がある。

その2 定期昇給の実施状況

役職 段階		項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
				実施	増額	減額		
係員	規 模 計 (100人以上)	%	%	%	%	%	%	%
	500人以上	92.6	91.2	31.1	3.6	56.5	1.4	7.4
	100人以上 500人未満	93.4	92.2	32.4	3.3	56.6	1.1	6.6
	100人以上 500人未満	91.7	89.8	29.4	4.0	56.4	1.9	8.3
	【参考】 50人以上 100人未満	73.2	69.1	33.0	—	36.1	4.1	26.8
課長級	規 模 計 (100人以上)	83.6	82.2	25.5	2.7	53.9	1.4	16.4
	500人以上	81.6	80.5	25.7	2.4	52.5	1.1	18.4
	100人以上 500人未満	86.4	84.5	25.3	3.3	55.9	1.9	13.6
	【参考】 50人以上 100人未満	71.7	65.7	30.3	—	35.4	6.1	28.3

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第17表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	59.3%
支 給 し な い	40.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第18表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
97.7%	(21.1%)	(56.8%)	(0.6%)	(21.5%)	2.3%

(注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。(その2及びその3において同じ。)

その2 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
42.4%	(3.0%)	(32.5%)	(30.5%)	(34.0%)	57.6%

(注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

月額							
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満
20.5%	0.0%	11.6%	18.8%	3.6%	0.0%	22.3%	0.0%
月額							
10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上						
23.2%	0.0%						

(注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とにならない。
 2 全額支給制及び制限支給制にあつては最高支給月額。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
55.8	44.2	52.2	47.8	51.7	48.3

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第20表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
100.0	69.0	31.0	0.0

(注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(第21表及び第22表において同じ。)

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
		%	%	%
課 長 級		64.4	45.2	35.6
非 管 理 職		54.4	42.5	45.6

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第22表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
%	%
77.9	76.0

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係資料

令和7年4月の標準生計費

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和7年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

第23表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

（令和7年4月）

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	34,210 円	46,210 円	59,110 円	72,000 円	84,890 円
住居関係費	42,630	55,350	46,190	37,040	27,880
被服・履物費	6,610	4,750	7,570	10,390	13,200
雑費Ⅰ	24,390	35,750	49,790	63,810	77,850
雑費Ⅱ	7,920	12,900	16,870	20,860	24,830
計	115,760	154,960	179,530	204,100	228,650